

甲A第 124 号証

別紙2

仙台高等裁判所		
受 付		
5. 5. 18		
前	時	分
午		
第	号	

(参考) 参議院決算委員会提出資料

内閣法制局

受領書提出済

昭和 47 年 10 月 14 日

## 集団的自衛権と憲法との関係

〔参・決委 (昭47・9・14) における  
水口議員要求の資料〕

国際法上、国家は、いわゆる集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻止することが正当化されるという地位を有しているものとされており、国際連合憲章第51条、日本国との平和条約第5条(c)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文並びに日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言第2段の規定は、この国際法の原則を宣明したものである。そして、わが国が国際法上の集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然といわなければならない。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法上いわゆる集団的自衛権を有しているとしても、国権の発動としてこれを行行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであつて許されないとの立場にたっているが、これは次のような考え方に基づくものである。

憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が・・・平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、・・・国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから、わが国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどうもい解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないのであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最少限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。

別紙3

国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について

平成26年7月1日  
 国家安全保障会議決定  
 閣議決定

我が国は、戦後一貫して日本国憲法の下で平和国家として歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持しつつ、国民の営々とした努力により経済大国として栄え、安定して豊かな国民生活を築いてきた。また、我が国は、平和国家としての立場から、国際連合憲章を遵守しながら、国際社会や国際連合を始めとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に寄与している。こうした我が国の平和国家としての歩みは、国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得てきており、これをより確固たるものにしなければならない。

一方、日本国憲法の施行から67年となる今日までの間に、我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している。国際連合憲章が理想として掲げたいわゆる正規の「国連軍」は実現のめどが立っていないことに加え、冷戦終結後の四半世紀だけをとっても、グローバルなパワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発及び拡散、国際テロなどの脅威により、アジア太平洋地域において問題や緊張が生み出されるとともに、脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている。さらに、近年では、海洋、宇宙空間、サイバー空間に対する自由なアクセス及びその活用を妨げるリスクが拡散し深刻化している。もはや、どの国も一国のみで平和を守ることはできず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。

政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守ることである。我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、政府としての責務を果たすためには、まず、十分な体制をもって力強い外交を推進することにより、安定しかつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐとともに、国際法にのっとり行

動し、法の支配を重視することにより、紛争の平和的な解決を図らなければならない。

さらに、我が国自身の防衛力を適切に整備、維持、運用し、同盟国である米国との相互協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深めることが重要である。特に、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米安全保障体制の実効性を一層高め、日米同盟の抑止力を向上させることにより、武力紛争を未然に回避し、我が国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠である。その上で、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならない。

5月15日に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」から報告書が提出され、同日に安倍内閣総理大臣が記者会見で表明した基本的方向性に基づき、これまで与党において協議を重ね、政府としても検討を進めてきた。今般、与党協議の結果に基づき、政府として、以下の基本方針に従って、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要な国内法制を速やかに整備することとする。

## 1. 武力攻撃に至らない侵害への対処

(1) 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを考慮すれば、純然たる平時でも有事でもない事態が生じやすく、これにより更に重大な事態に至りかねないリスクを有している。こうした武力攻撃に至らない侵害に際し、警察機関と自衛隊を含む関係機関が基本的な役割分担を前提として、より緊密に協力し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための態勢を整備することが一層重要な課題となっている。

(2) 具体的には、こうした様々な不法行為に対処するため、警察や海上保安庁などの関係機関が、それぞれの任務と権限に応じて緊密に協力して対応するとの基本方針の下、各々の対応能力を向上させ、情報共有を含む連携を強化し、具体的な対応要領の検討や整備を行い、命令発出手続を迅速化するとともに、各種の演習や訓練を充実させるなど、各般の分

野における必要な取組を一層強化することとする。

(3) このうち、手続の迅速化については、離島の周辺地域等において外部から武力攻撃に至らない侵害が発生し、近傍に警察力が存在しない場合や警察機関が直ちに対応できない場合（武装集団の所持する武器等のために対応できない場合を含む。）の対応において、治安出動や海上における警備行動を発令するための関連規定の適用関係についてあらかじめ十分に検討し、関係機関において共通の認識を確立しておくとともに、手続を経ている間に、不法行為による被害が拡大することがないように、状況に応じた早期の下令や手続の迅速化のための方策について具体的に検討することとする。

(4) さらに、我が国の防衛に資する活動に現に従事する米軍部隊に対して攻撃が発生し、それが状況によっては武力攻撃にまで拡大していくような事態においても、自衛隊と米軍が緊密に連携して切れ目のない対応をすることが、我が国の安全の確保にとっても重要である。自衛隊と米軍部隊が連携して行う平素からの各種活動に際して、米軍部隊に対して武力攻撃に至らない侵害が発生した場合を想定し、自衛隊法第95条による武器等防護のための「武器の使用」の考え方を参考にしつつ、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含む。）に現に従事している米軍部隊の武器等であれば、米国の要請又は同意があることを前提に、当該武器等を防護するための自衛隊法第95条によるものと同様の極めて受動的かつ限定的な必要最小限の「武器の使用」を自衛隊が行うことができるよう、法整備をすることとする。

## 2 国際社会の平和と安定への一層の貢献

### (1) いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」

ア いわゆる後方支援と言われる支援活動それ自体は、「武力の行使」に当たらない活動である。例えば、国際の平和及び安全が脅かされ、国際社会が国際連合安全保障理事会決議に基づいて一致団結して対応するようなときに、我が国が当該決議に基づき正当な「武力の行使」を行う他国軍隊に対してこうした支援活動を行うことが必要な場合がある。一方、憲法第9条との関係で、我が国による支援活動については、他国の「武力の行使と一体化」することにより、我が国自身が憲法の下で認め

られない「武力の行使」を行ったとの法的評価を受けることがないよう、これまでの法律においては、活動の地域を「後方地域」や、いわゆる「非戦闘地域」に限定するなどの法律上の枠組みを設定し、「武力の行使との一体化」の問題が生じないようにしてきた。

イ こうした法律上の枠組みの下でも、自衛隊は、各種の支援活動を着実に積み重ね、我が国に対する期待と信頼は高まっている。安全保障環境が更に大きく変化する中で、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定のために、自衛隊が幅広い支援活動で十分に役割を果たすことができるようにすることが必要である。また、このような活動をこれまで以上に支障なくできるようにすることは、我が国の平和及び安全の確保の観点からも極めて重要である。

ウ 政府としては、いわゆる「武力の行使との一体化」論それ自体は前提とした上で、その議論の積み重ねを踏まえつつ、これまでの自衛隊の活動の実経験、国際連合の集団安全保障措置の実態等を勘案して、従来の「後方地域」あるいはいわゆる「非戦闘地域」といった自衛隊が活動する範囲をおよそ一体化の問題が生じない地域に一律に区切る枠組みではなく、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所で実施する補給、輸送などの我が国の支援活動については、当該他国の「武力の行使と一体化」するものではないという認識を基本とした以下の考え方に立って、我が国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できるようにするための法整備を進めることとする。

(ア) 我が国の支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では、支援活動は実施しない。

(イ) 仮に、状況変化により、我が国が支援活動を実施している場所が「現に戦闘行為を行っている現場」となる場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止又は中断する。

## (2) 国際的な平和協力活動に伴う武器使用

ア 我が国は、これまで必要な法整備を行い、過去 20 年以上にわたり、国際的な平和協力活動を実施してきた。その中で、いわゆる「駆け付け

警護」に伴う武器使用や「任務遂行のための武器使用」については、これを「国家又は国家に準ずる組織」に対して行った場合には、憲法第9条が禁ずる「武力の行使」に該当するおそれがあることから、国際的な平和協力活動に従事する自衛官の武器使用権限はいわゆる自己保存型と武器等防護に限定してきた。

イ 我が国としては、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、国際社会の平和と安定のために一層取り組んでいく必要があり、そのために、国際連合平和維持活動（PKO）などの国際的な平和協力活動に十分かつ積極的に参加できることが重要である。また、自国領域内に所在する外国人の保護は、国際法上、当該領域国の義務であるが、多くの日本人が海外で活躍し、テロなどの緊急事態に巻き込まれる可能性がある中で、当該領域国の受入れ同意がある場合には、武器使用を伴う在外邦人の救出についても対応できるようにする必要がある。

ウ 以上を踏まえ、我が国として、「国家又は国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場しないことを確保した上で、国際連合平和維持活動などの「武力の行使」を伴わない国際的な平和協力活動におけるいわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用及び「任務遂行のための武器使用」のほか、領域国の同意に基づく邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動ができるよう、以下の考え方を基本として、法整備を進めることとする。

(ア) 国際連合平和維持活動等については、PKO参加5原則の枠組みの下で、「当該活動が行われる地域の属する国の同意」及び「紛争当事者の当該活動が行われることについての同意」が必要とされており、受入れ同意をしている紛争当事者以外の「国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場することは基本的にないと考えられる。このことは、過去20年以上にわたる我が国の国際連合平和維持活動等の経験からも裏付けられる。近年の国際連合平和維持活動において重要な任務と位置付けられている住民保護などの治安の維持を任務とする場合を含め、任務の遂行に際して、自己保存及び武器等防護を超える武器使用が見込まれる場合には、特に、その活動の性格上、紛争当事者の受入れ同意が安定的に維持されていることが必要である。

(イ) 自衛隊の部隊が、領域国政府の同意に基づき、当該領域国における

邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動を行う場合には、領域国政府の同意が及ぶ範囲、すなわち、その領域において権力が維持されている範囲で活動することは当然であり、これは、その範囲においては「国家に準ずる組織」は存在していないということの意味する。

(ウ) 受入れ同意が安定的に維持されているかや領域国政府の同意が及ぶ範囲等については、国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として判断する。

(エ) なお、これらの活動における武器使用については、警察比例の原則に類似した厳格な比例原則が働くという内在的制約がある。

### 3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置

(1) 我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、これまでの憲法解釈のままでは必ずしも十分な対応ができないおそれがあることから、いかなる解釈が適切か検討してきた。その際、政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理的な帰結を導く必要がある。

(2) 憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解されない。一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが、憲法第9条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参

議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

この基本的な論理は、憲法第9条の下では今後とも維持されなければならない。

- (3) これまで政府は、この基本的な論理の下、「武力の行使」が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。しかし、冒頭で述べたように、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る。

我が国としては、紛争が生じた場合にはこれを平和的に解決するために最大限の外交努力を尽くすとともに、これまでの憲法解釈に基づいて整備されてきた既存の国内法令による対応や当該憲法解釈の枠内で可能な法整備などあらゆる必要な対応を採ることは当然であるが、それでもなお我が国の存立を全うし、国民を守るために万全を期す必要がある。

こうした問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。

- (4) 我が国による「武力の行使」が国際法を遵守して行われることは当然であるが、国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。



(5) また、憲法上「武力の行使」が許容されるとしても、それが国民の命と平和な暮らしを守るためのものである以上、民主的統制の確保が求められることは当然である。政府としては、我が国ではなく他国に対して武力攻撃が発生した場合に、憲法上許容される「武力の行使」を行うために自衛隊に出動を命ずるに際しては、現行法令に規定する防衛出動に関する手続と同様、原則として事前に国会の承認を求めることを法案に明記することとする。

#### 4 今後の国内法整備の進め方

これらの活動を自衛隊が実施するに当たっては、国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として決定を行うこととする。こうした手続を含めて、実際に自衛隊が活動を実施できるようにするためには、根拠となる国内法が必要となる。政府として、以上述べた基本方針の下、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法案の作成作業を開始することとし、十分な検討を行い、準備ができ次第、国会に提出し、国会における御審議を頂くこととする。

(以 上)

法 律

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 麻生 太郎

法律第七十六号

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律 (自衛隊法の一部改正)

第一条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第九十四条の六第三号」を「第九十四条の七第三号」に改める。

第三条第一項中「直接侵略及び間接侵略に対し」を削り、同条第二項第一号中「我が国周辺の地域における」を削る。

第二十二條第二項中「原子力災害派遣」の下に「第八十四条の三第一項の規定による保護措置」を加える。

第二十九條の二第二項中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改める。

第七十六條第一項中「我が国に対する外部からの武力攻撃(以下「武力攻撃」という。)が発生した事態又は武力攻撃等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」に改め、同項に次の各号を加える。

一 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態

二 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態

第七十七條の二中「第七十六條第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)」を加える。

第七十七條の三中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改める。

第七十七條の四第一項中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改める。

第八十條第一項中「第七十六條第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加える。

第八十四條の四の見出しを「(後方支援活動等)」に改め、同条第一項中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)又は周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第四十五号)」の定めるところにより、後方地域支援としての物品の提供」を「次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動」に改め、同項に次の各号を加える。

一 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号) 後方支援活動としての物品の提供

二 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第四十五号) 後方支援活動又は協力支援活動としての物品の提供

三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号) 大規模な災害に対処するアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊に対する物品の提供

四 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成二十七年法律第七十七号) 協力支援活動としての物品の提供

第八十四條の四第二項第一号中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」を「重要影響事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」を「重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律」に改め、同項第二号中「後方地域支援」を「後方支援活動又は協力支援活動」に改め、同項第四号中「平成四年法律第七十九号」を削り、「及び委託」を「委託に改め、二輪送」の下に「及び大規模な災害に対処するアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊に対する任務の提供」を加え、同項に次の一号を加える。

五 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律 部隊等による協力支援活動としての任務の提供及び部隊等による捜索救助活動

第八十四條の四を第八十四條の五とする。

第八十四條の三第三項中「第九十四条の五」を「第九十四条の六」に改め、同条を第八十四條の四とし、第八十四條の二の次に次の一条を加える。

(在外邦人等の保護措置)  
第八十四條の三 防衛大臣は、外務大臣から外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の警護、救出その他の当該邦人の生命又は身体保護のための措置(輸送を含む。以下「保護措置」という。)を行うこと依頼があつた場合において、外務大臣と協議し、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、部隊等に当該保護措置を行わせることができる。

一 当該外国の領域の当該保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たつており、かつ、戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。第九十五条の二第一項において同じ。)が行われることがないことと認められること。

二 自衛隊が当該保護措置(武器の使用を含む。)を行うことについて、当該外国(国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従つて当該外国において施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関)の同意があること。

三 予想される危険に対処して当該保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うための部隊等と第一号に規定する当該外国の権限ある当局との間の連携及び協力が確保されると見込まれること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による外務大臣と防衛大臣の協議の結果を踏まえて、同項各号のいずれにも該当すると認める場合に限り、同項の承認をするものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定により保護措置を行わせる場合において、外務大臣から同項の緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある外国人として保護することを依頼された者その他の当該保護措置と併せて保護を行うことが適当と認められる者(第九十四条の五第一項において「その他の保護対象者」という。)の生命又は身体保護のための措置を部隊等に行わせることができる。

第九十四条の二第一項第一号中「第七十六条第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加え、同項第三号中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に  
関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民  
の安全の確保に関する法律」に改め、同条第二項第二号中「武力攻撃事態等における我が国の平和  
と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第二十五条第一項」を「武力攻撃事態等及び存  
立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律第二十二條第  
一項」に改める。

第九十四条の八中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び  
存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改め、同条第九十四条の九とする。

第九十四条の七中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武  
力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改め、同条  
を第九十四条の八とする。

第九十四条の六の見出し中「後方地域支援等」を「後方支援活動等」に改め、同条中「自己又は  
及び一者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める理由がある」を削  
り、同条第一号中「第八十四条の四第二項第一号」を「第八十四条の五第二項第一号」に、「後方地  
域支援」を「後方支援活動」に、「後方地域捜索救助活動」を「捜索救助活動」に、「自己と共に当該  
職務に従事する者」を「自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当該職務を行うに伴  
い自己の管理の下に入った者若しくは自己と共にその宿営する宿営地(重要影響事態に際して我が  
国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第十一條第五項に規定する宿営地をいう。)  
に所在する者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める理由がある場合」  
に改め、同条第二号中「第八十四条の四第二項第二号」を「第八十四条の五第二項第二号」に、  
「自己と共に当該職務に従事する者」を「自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当  
該職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要が  
あると認める理由がある場合」に改め、同条第三号中「第八十四条の四第二項第四号」を「第  
八十四条の五第二項第四号」に改め、「自衛官」の下に「次号及び第五号に掲げるものを除く。」を  
加え、「自己」を「自己又は自己」に、「又は」を「若しくは」に改め、「入った者」の下に「若し  
くは自己と共にその宿営する宿営地(同法第二十五条第七項に規定する宿営地をいう。)に所在する  
者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める理由がある場合」を加え、  
同条に次の三号を加える。

四 第八十四条の五第二項第四号に規定する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等  
に対する協力に関する法律第三号第五号に掲げるもの又はこれに類するものとして同号ナ  
政令で定めるものに従事する自衛官 前号に定める場合又はその業務を行うに際し、自己若し  
くは他人の生命、身体若しくは財産を防護し、若しくはその業務を妨害する行為を排除するた  
めやむを得ない必要があると認める理由がある場合

五 第八十四条の五第二項第四号に規定する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等  
に対する協力に関する法律第三号第五号に掲げるものに従事する自衛官 第三号に定める場  
合又はその業務を行うに際し、自己若しくはその保護しようとする活動関係者(同条第五号ラ  
に規定する活動関係者をいう。)の生命若しくは身体を防護するためやむを得ない必要があると  
認める理由がある場合

六 第八十四条の五第二項第五号に規定する協力支援活動としての役務の提供又は捜索救助活動  
の実施を命ぜられた部隊等の自衛官 自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当  
該職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者若しくは自己と共にその宿営する宿営地(国際  
平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する  
法律第十一條第五項に規定する宿営地をいう。)に所在する者の生命又は身体を防護するためや  
むを得ない必要があると認める理由がある場合

第九十四条の六を第九十四条の七とする。

第九十四条の五中「第八十四条の三第一項」を「第八十四条の四第一項」に改め、同条を第九十  
四條の六とし、第九十四条の四の次に次の一条を加える。

(在外邦人等の保護措置の際の権限)

第九十四条の五 第八十四条の三第一項の規定により外国の領域において保護措置を行う職務に従  
事する自衛官は、同項第一号及び第二号のいずれにも該当する場合であつて、その職務を行うに  
際し、自己若しくは当該保護措置の対象である邦人若しくはその他の保護対象者の生命若しくは  
身体を防護又はその職務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理  
由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。  
ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

2 第八十九条第二項の規定は、前項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。  
3 第一項に規定する自衛官は、第八十四条の三第一項第一号に該当しない場合であつても、その  
職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又はその職務を行うに伴  
い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護のためやむを得ない必要があると認める相当の  
理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することがで  
きる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはな  
らない。

第九十五条の見出し中「武器等」を「自衛隊の武器等」に改め、同条中「又は液体燃料」の下に  
「(以下「武器等」という。)」を加え、「武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設  
備、無線設備若しくは液体燃料」を「武器等」に改める。  
第九十五条の二中「武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若し  
くは液体燃料」を「武器等」に改め、同条を第九十五条の三とし、第九十五条の次に次の一条を加  
える。

(合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用)

第九十五条の二 自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織(次  
項において「合衆国軍隊等」という。)の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活  
動(共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。)に現に従事して  
いるものの武器等を職務上護衛するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める  
相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用するこ  
とができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えて  
はならない。

2 前項の警護は、合衆国軍隊等から要請があつた場合であつて、防衛大臣が必要と認めるときに  
限り、自衛官が行うものとする。

第一百条の六第一項第一号を次のように改める。  
一 自衛隊及び合衆国軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加する合衆国軍隊(重要影響事  
態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三号第一項第一号に規  
定する合衆国軍隊等に該当する合衆国軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメ  
リカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二号第六号に規定する特  
定合衆国軍隊、同条第七号に規定する外国軍隊に該当する合衆国軍隊及び国際平和共同対処事  
態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三号第一  
項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当する合衆国軍隊を除く。次号から第四号まで及び第  
六号から第十一号までにおいて同じ。)

第一百条の六第一項第五号を同項第十号とし、同項第四号中「第八十四条の四第二項第三号」を「第  
八十四条の五第二項第三号」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛  
に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活  
動と同種の活動を行う合衆国軍隊

第百条の六第一項第三号中「規定する」の下に「外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する」を、「所在して」の下に「当該保護措置又は」を加え、同号を同項第七号とし、同項第二号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

第百条の六第一項第一号の次に次の三号を加える。  
二 部隊等が第八十一条の二第二項第二号に掲げる施設及び区域に係る同項の警備を行う場合において、当該部隊等と共に当該施設及び区域内に所在して当該施設及び区域の警備を行う合衆国軍隊

三 自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行う合衆国軍隊

四 自衛隊の部隊が第八十二条の三第一項又は第三項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるため必要な行動をとる場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該行動と同種の活動を行う合衆国軍隊

第百条の六第一項に次の一号を加える。  
十一 第一号から第九号までに掲げるもののほか、訓練、連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両により合衆国軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、訓練、連絡調整その他の日常的な活動を行う合衆国軍隊

第百条の六第三項第一号中「及び第五号」を、「第十号及び第十一号」に改め、同項第二号中「第四号」を「第九号」に改め、同条第四号中「弾薬を含む」を削る。

第百条の八第一項第一号中「参加するオーストラリア軍隊」の下に「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三号第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当するオーストラリア軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第七号に規定する外国軍隊に該当するオーストラリア軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三号第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当するオーストラリア軍隊を除く。第三号から第六号までにおいて同じ。」を加え、同項第三号中「規定する」の下に「外国における緊急事態に際して同項の保護措置としての輸送を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する」を加え、当該輸送」を「これらの輸送」に改め、同項第四号中「第八十四条の四第二項第三号」を「第八十四条の五第二項第三号」に改める。

第百三条第一項中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。」を加え、「基き」を「基つき」に、「本条中」を「この条において」に改める。

第百三条の二第四項及び第百四条第一項中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」を加える。

第百五条の二第三項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第百五条の四中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」を加え、「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第三号第四号」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第三号第六号」に改める。

第百五条の五第一項中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」を、「出動待機命令」の下に「第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合に係るものに限る。」を加え、同条第二項中「第四十六条第二項及び第四十九条第一項ただし書」を削り、「業局開設者等」の下に「同法第四十六条第二項及び第四十九条第一項ただし書の規定の適用についてはこれらの規定に規定する薬剤師等」とを加える。

第百十五條の六第一項中「第七十六條第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」を加える。

第百十五條の七中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第百十五條の八第一項、第百十五條の九及び第百十五條の十第一項中「第七十六條第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」を加える。

第百十五條の十一第一項中「第七十六條第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。第三項において同じ。」を加える。

第百十五條の十二中「第七十六條第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。第三項において同じ。」を加える。

第百十五條の十四第一項、第百十五條の十五第一項、第百十五條の十六第一項、第百十五條の十七第一項、第百十五條の十八、第百十五條の十九及び第百十五條の二十一第一項中「第七十六條第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」を加える。

第百十五條の二十二第三項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第百十五條の二十三第一項及び第百十五條の二十四第一項中「第七十六條第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」を加える。

第百二十二條の次に次の一号を加える。  
第百二十二條の二 第百十九條第一項第七号及び第八号並びに前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第百十九條第二項の罪（同条第一項第七号又は第八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者に係るものに限る。）及び前条第二項の罪は、刑法第二条の例に従う。  
（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正）  
第二条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第百二十二條の次に次の一号を加える。  
第百二十二條の二 第百十九條第一項第七号及び第八号並びに前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第百十九條第二項の罪（同条第一項第七号又は第八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者に係るものに限る。）及び前条第二項の罪は、刑法第二条の例に従う。  
（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正）  
第二条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 国際平和協力業務（第六條―第二十四條）」を「第三章 国際平和協力業務等（第六條―第二十四條）」を「第一節 自衛官の国際連合への派遣（第二十七條―第二十九條）」に、「第二十五條」を「第三十條」に、「第二十六條・第二十七條」を「第三十一條―第三十四條」に改める。

第一条及び第二条第一項中「国際連合平和維持活動」の下に「国際連合平和及安全活動」を加える。

第三条第二号中「確保」の下に「紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護」を、「設立」の下に「及び再建」を加え、「ために」を「ことを目的として」に改め、「武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合（武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合）」に削り、「いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される」を「実施されるものうち、次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

口 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

ハ 武力紛争がまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動

第三条第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同条第四号ハを同号ニとし、同号ロ中「別表第三」を「別表第四」に、「第二号に規定する」を「第三号に規定する決議若しくは要請又は」に、「第二十五条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 国際連携平和安全活動

第三条第四号を同条第六号とし、同条第三号中「次に掲げるもの」の下に、「国際連携平和安全活動のために実施される業務で次に掲げるもの」を加え、「又からしめて」を「ワからしめて」及び「ナ」に、「及び国際的な選挙監視活動」を「並びに国際的な選挙監視活動」に、「ト及びレ」を「チ及びヒ」に改め、同号ハ中「部品」の下に「及び弾薬」を加え、同号レ中「夕」を「ネ」に改め、同号レを同号ナとし、同号タ中「ヨ」を「ソ」に、「又は機械器具」を「機械器具」に改め、「修理」の下に「又は補給（武器の提供を行う補給を除く。）」を加え、同号タを同号ツとし、その次に次のように加える。

ネ 国際連携平和維持活動又は国際連携平和安全活動を統括し、又は調整する組織において行

うイからツまでに掲げる業務の実施に必要な企画及び立案並びに調整又は情報の収集整理  
第三条第三号中「ヨ」を「ソ」に、「又からしめて」を「ワからしめて」とし、同号リ中「チ」を「リ及び」に、「行政事務」を「立法、行政」に規定する組織に係るものを除く。又は司法に関する事務」に改め、同号ルを同号リとし、その次に次のように加える。

ヲ 国の防衛に関する組織その他のイからトまでに掲げるものと同種の業務  
を行う組織の設立又は再建を援助するための次に掲げる業務

(1) イからトまでに掲げる業務の実施に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための教育訓練

(2) (1)に規定する業務の実施に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための教育訓練

第三条第三号を同号リとし、その次に次のように加える。

又 矯正行政事務に関する助言若しくは指導又は矯正行政事務の監視

第三条第三号中「ト」を「ヘ」の次に次のように加える。

ト 防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体及び財産に対する危害の防止及び抑止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護

第三条第三号に次のように加える。

ラ ヲからネまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとしての政令で定める業務を行う場合であつて、国際連携平和維持活動、国際連携平和安全活動若しくは人道的な国際救援活動に従事する者又はこれらの活動を支援する者（以下このラ及び第二十六条第二項において「活動関係者」という。）の生命又は身体に対する不測の侵害又は危害が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体保護

第三条第三号を同条第五号とし、同条第二号の二中「別表第二」を「別表第三」に、「における」を「において」に、「による」を「により」に、「の設立を目的とする」を「を設立しその他その混乱を解消する過程で行われる」に改め、「実施される活動」の下に「及び国際連携平和安全活動として実施される活動」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号中「別表第二」を「別表第三」に、「第四号」を「第六号」に改め、「実施される活動」の下に「及び国際連携平和安全活動として実施される活動」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 国際連携平和安全活動 国際連携の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議、別表第一に掲げる国際機関が行う要請又は当該活動が行われる地域の属する国の要請（国際連帯憲章第七条に規定する国際連帯の主要機関のいずれかの支持を受けたものに限る。）に

基づき、紛争当事者間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立及び再建の援助その他紛争に対処して国際的平和及び安全を維持することを目的として行われる活動であつて、二以上の国の連携により実施されるものうち、次に掲げるもの（国際連携平和維持活動として実施される活動を除く。）をいう。

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

ロ 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

ハ 武力紛争がまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動

第三章 国際平和協力業務等

第三節 国際平和協力業務等

第三章第六条の前に次の節名を付する。

第一節 国際平和協力業務

第六条第一項中「あるとき」の下に「国際連携平和維持活動又は国際連携平和安全活動の実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号ロに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナ」の政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものを実施する場合にあつては、同条第一号イからハまで又は第二号イからハまでに規定する同意及び第一号又は第二号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限り、人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて同条第五号ラに掲げるものを実施する場合にあつては、同条第三号に規定する同意及び第三号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持され、並びに当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者であるときは、紛争当事者の当該活動及び当該業務が行われることについての同意があり、かつ、その同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限り、」を加え、同項第一号中「同意」の下に「第三条第一号ロ又はハに該当する活動にあつては、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意（同号ハに該当する活動にあつては、当該地域において当該業務の実施に支障となる明確な反対の意思を示す者がいない場合に限り、）」を加え、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意（第三条第二号ロ又はハに該当する活動にあつては、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意（同号ハに該当する活動にあつては、当該地域において当該業務の実施に支障となる明確な反対の意思を示す者がいない場合に限り、）」を加え、同号ハに該当する活動にあつては、当該地域において当該業務の実施に支障となる明確な反対の意思を示す者がいない場合に限る。）

第六条第二項第二号ハ中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第四項中「第二号の二」を「第四号」に、「この章」を「この節」に改め、同条第五項中「第三条第三号トからタまで」を「第三条第五号リ若しくはルに掲げる業務（海上保安庁法昭和二十三年法律第二十八号）第五条に規定する事務に係るものに限る。）」同号ワからツまで」を「同号レ」を「同号ナ」に「海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）を「同法」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第六項中「第三条第三号イからヘまで」を「第三条第五号イからトまで」に、「同号又からタまで」を「同号フからネまで」に、「又はこれらの」を「これらの」に、「同号レ」を「同号ナ」に改め、「定める業務」の下に「又は同号ラに掲げる業務」を加え、同条第七項中「行う」の下に「国際連携平和

和維持活動又は国際連携平和安全活動のために実施される」を加え、「第三条第三号イからハまで」を「第三条第五号イからトまで」に、「同号」を「同号ナ」に、「参加する」を「参加し、又は他国と連携して国際連携平和安全活動を実施する」に、「本条第一号及び第十三項第一号」を「第二号、本条第一号（第三号及び第四号を除く。）及び第十三項（第一号から第六号まで、第九号及び第十号に係る部分に限る。）」に、「並びに第二十四条」を「及び第七号、第二十五条並びに第二十六条」に改め、「につき」の下に、「実施計画を添えて」を加え、同条第十項中「につき」の下に、「実施計画を添えて」を加え、同条第十三項各号列記以外の部分を次のように改める。

内閣総理大臣は、実施計画の変更（第一号から第八号までに掲げる場合に行うべき国際平和協力業務に従事する者の海外への派遣の終了及び第九号から第十一号までに掲げる場合に行うべき当該各号に規定する業務の終了に係る変更を含む。次項において同じ。）をすることが必要であると認めるとき、又は適当であると認めるときは、実施計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

第六条第十三項第一号中「国際連合平和維持活動」の下に「第三条第一号イに該当するものに限る。」を加え、「第三条第一号」を「同号イ」に、「規定する同意」を「掲げる同意」に改め、同項第三号中「第三条第二号の二」を「第三条第四号」に、「第一項第三号に規定する」を「第一項第四号に掲げる」に改め、同号を同項第八号とし、同項第二号中「第三条第二号」を「第三条第三号」に、「第一項第二号に規定する」を「第一項第三号に掲げる」に改め、同号を同項第七号とし、同項第一号の次に次の五号を加える。

二 国際連合平和維持活動（第三条第一号ロに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号ロに規定する同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合又は紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在すると認められる場合

三 国際連合平和維持活動（第三条第一号ハに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号ハに規定する同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合、当該活動が特定の立場に偏ることなく実施されなくなったと認められる場合又は武力紛争の発生を防止することが困難となった場合

四 国際連携平和安全活動（第三条第二号イに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号イに規定する同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合又は当該活動がいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなったと認められる場合

五 国際連携平和安全活動（第三条第二号ロに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号ロに規定する同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合又は紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在すると認められる場合

六 国際連携平和安全活動（第三条第二号ハに該当するものに限る。）のために実施する国際平和協力業務については、同号ハに規定する同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合、当該活動が特定の立場に偏ることなく実施されなくなったと認められる場合又は武力紛争の発生を防止することが困難となった場合

九 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものについては、同条第一号イに規定する合意の遵守の状況その他の事情を勘案して、同号イからハまでで規定する同意又は第一項第一号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合

十 国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものについては、同条第二号イに規定する合意の遵守の状況その他の事情を勘案して、同号イからハまでで規定する同意又は第一項第二号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合

十一 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号ラに掲げるものについては、同条第三号に規定する合意がある場合におけるその遵守の状況その他の事情を勘案して、同号に規定する同意若しくは第一項第三号に掲げる同意又は当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合における紛争当事者の当該活動若しくは当該業務が行われることについての同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合

外務大臣は、実施計画の変更をすることが必要であると認めるとき、又は適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、前項の閣議の決定を求めよう要請することができる。

八 危険を回避するための国際平和協力業務の一時休止その他の協力隊の隊員の安全を確保するための措置に関する事項

八 危険を回避するための国際平和協力業務の一時休止その他の協力隊の隊員の安全を確保するための措置に関する事項

第三十二条 政府は、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又は国際的な選挙監視活動に参加するに際して、国際連合若しくは別表第一から別表第三までに掲げる国際機関又はこれらの活動に参加する国際連合加盟国その他の国（以下この条において「活動参加国等」という。）から、これらの活動に起因する損害についての請求権を相互に放棄することを約することを求められた場合において、我が国がこれらの活動に参加する上でこれに応ずることが必要と認めるときは、これらの活動に起因する損害についての活動参加国等及びその要員に対する我が国の請求権を放棄することを約することができる。

第三十三条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、防衛大臣が自衛隊の部隊等に第九条第四項の規定に基づき国際平和協力業務を行わせる場合又は第二十一条第一項の規定による委託に基づく輸送を実施させる場合において、これらの活動を実施する自衛隊の部隊等と共に当該活動が行われる地域に所在して、次に掲げる活動であつて当該国際平和協力業務又は当該輸送に係る国際連携平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動を補完し、又は支援すると認められるものを行うアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊（以下この条において「合衆国軍隊等」という。）から、当該地域において講ずべき応急の措置に必要な物品の提供に係る要請があつたときは、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊等に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 派遣先国において発生し、又は正に発生しようとしている大規模な災害に係る救助活動、医療活動（防疫活動を含む。）その他の災害応急対策及び災害復旧のための活動

二 前号に掲げる活動を行う人員又は当該活動に必要な機材その他の物資の輸送

二 前号に掲げる活動を行う人員又は当該活動に必要な機材その他の物資の輸送

2 防衛大臣は、合衆国軍隊等から、前項の地域において講ずべき応急の措置に必要な役務の提供に係る要請があつた場合には、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該自衛隊の部隊等に、当該合衆国軍隊等に対する役務の提供を行わせることができる。

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊の部隊等による役務の提供として行う業務は、補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）とする。

4 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。  
第二十五条の見出しを削り、同条第一項及び第三項中「国際連合平和維持活動」の下に、「国際連携平和安全活動」を加え、第四章中同条を第三十条とする。

第二十四条の見出しを削り、同条第一項中「防衛する」を「防護する」に改め、同条第二項中「防衛する」を「防護する」に改め、同条第二十二條を「第二十三條」に改め、同条第三項中「防衛する」を加え、及び第三項を「の規定及びこの項において準用する第三項（第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「から第三項まで」を「及び第二項の規定並びにこの項において準用する第三項（第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、準用する。」を、「それぞれ準用する。」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、その宿営する宿营地（宿営のために使用する区域であつて、囲障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。）であつて当該国際平和協力業務に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動に従事する外国の軍隊の部隊の要員が共に宿営するものに対する攻撃があつたときは、当該宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同し、第三項の規定による武器の使用をすることができ、この場合において、同項から第五項までの規定の適用については、第三項中「現場に所在する他の自衛隊員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」とあるのは、「その宿営する宿营地（第七項に規定する宿营地をいう。次項及び第五項において同じ。）に所在する者」と、「その事態」とあるのは「第七項に規定する外国の軍隊の部隊の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態」と、第四項及び第五項中「現場」とあるのは「宿营地」とする。  
第三章中第二十四条を第二十五条とし、同条の前に見出しとして「武器の使用」を付し、同条の次に次の一節を加える。

第二十六条 前条第三項（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するもののほか、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの又はこれに類するものとして同号ナの政令で定めるものに従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己若しくは他人の生命、身体若しくは財産を防護し、又はその業務を妨害する行為を排除するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。

2 前条第三項（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するもののほか、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務であつて第三条第五号ラに掲げるものに従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。

3 前二項の規定による武器の使用に際しては、刑法第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。  
4 自衛隊法第八十九条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

第二節 自衛官の国際連合への派遣

第二十七条 防衛大臣は、国際連合の要請に応じ、国際連合の業務であつて、国際連合平和維持活動に参加する自衛隊の部隊等又は外国の軍隊の部隊により実施される業務の統括に関するものに従事させるため、内閣総理大臣の同意を得て、自衛官を派遣することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により派遣される自衛官が従事することとなる業務に係る国際連合平和維持活動が行われることについての第三条第一号イからハまでに規定する同意が当該派遣の期間を通じて安定的に維持されると認められ、かつ、当該派遣を中断する事情が生ずる見込みがないと認められる場合に限り、当該派遣について同項の同意をするものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定により自衛官を派遣する場合には、当該自衛官の同意を得なければならぬ。

(身分及び処遇)  
第二十八条 前条第一項の規定により派遣された自衛官の身分及び処遇については、国際機関等に派遣される防衛省の職員の見遇等に関する法律（平成七年法律第三十二号）第三条から第十四条までの規定を準用する。

(小型武器の無償貸付け)  
第二十九条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官の活動の用に供するため、国際連合から小型武器の無償貸付けを求める旨の申出があつた場合において、当該活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、当該申出に係る小型武器を国際連合に対し無償で貸し付けることができる。

第二十三条第一項中「国際平和協力業務」の下に「第三条第五号チに掲げる業務及びこれに類するものとして同号ナの政令で定める業務を除く。」を加え、同条を第二十四条とする。  
第二十二條の前の見出しを削り、同条を第二十三條とし、同条の前に見出しとして「小型武器の保有及び貸与」を付する。  
第二十一條を第二十二條とする。  
第二十條第一項中「第三条第三号ル」を「第三条第五号カ」に「同号ヌからヨまで」を「同号ワからソまで」に改め、同条を第二十一條とし、第十九條を第二十條とし、第十八條を第十九條とし、第十七條を第十八條とする。

第十四條中「第十一条第一項」を「第十二條第一項」に改め、同条を第十五條とし、第十三條を第十四條とする。  
第十二條の前の見出しを削り、同条第一項中「国際平和協力業務」の下に「第三条第五号ラに掲げる業務を除く。」を加え、同項ただし書中「第三条第三号イからハまでに掲げる業務及び」を「第三条第五号イからハまで及びホからトまでに掲げる業務並びに」に、「同号レ」を「同号ナ」に、「自衛隊員以外の者」を「自衛隊員以外の者の派遣を要請することにはできず、同号ナに掲げる業務及びこれに類するものとして同号ナの政令で定める業務に係る国際平和協力業務については自衛隊員」に改め、同条第八項中「第十六条」を「第十七条」に改め、同条を第十三條とし、同条の前に見出しとして「関係行政機関の職員の協力隊への派遣」を付する。  
第十一條第一項中「第三条第三号ト」から「タまで」を「第三条第五号ニ若しくはチからネまで」に、「同号レ」を「同号ナ」に改め、同条を第十二條とする。

第十条の見出し中「協力隊の」を削り、同条中「協力隊の」及び「以下「隊員」という。」を削り、同条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。  
(隊員の安全の確保等)  
第十条 本部長は、国際平和協力業務の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、協力隊の隊員(以下「隊員」という)の安全の確保に配慮しなければならない。  
別表第三第一号中「リ」とし、チを又とし、トをリとし、ヘをトとし、その次に次のように加える。

チ 国際連合人間居住計画  
別表第三第一号ホの次に次のように加える。  
ヘ 国際連合人口基金  
別表第三を別表第四とする。  
別表第二中「第三条関係」を「第三条、第三十二条関係」に改め、同表を別表第三とする。  
別表第一中「第三条関係」を「第三条、第三十二条関係」に改め、同表第二号中「リ」とし、チを又とし、トをリとし、ヘをトとし、その次に次のように加える。  
子 国際連合人間居住計画  
別表第一第二号ホの次に次のように加える。  
ヘ 国際連合人口基金  
別表第一を別表第二とし、同表の前に次の一表を加える。

別表第一(第三条、第三十二条関係)  
一 国際連合  
二 国際連合の総会によって設立された機関又は国際連合の専門機関で、国際連合難民高等弁務官事務所その他政令で定めるもの  
三 国際連合平和及安全活動に係る実績若しくは専門的能力を有する国際連合憲章第五十二条に規定する地域的機関又は多国間の条約により設立された機関で、欧州連合その他政令で定めるもの

(周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一部改正)  
第三条 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。  
重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律

第一条中「我が国周辺の地域における」を削り、「周辺事態」を「重要影響事態」に、「対応して我が国が実施する措置、その実施の手續その他の必要な事項を定め」を「際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより」に、「寄与し」を「寄与することを中核とする重要影響事態に」に改める。  
第二条の見出し中「周辺事態」を「重要影響事態」に改め、同条第一項中「周辺事態に際して」を「重要影響事態に際して」に、「後方地域支援、後方地域捜索救助活動、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」を「後方支援活動、捜索救助活動、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律」に、「以下「船舶検査活動」という。」を「以下「第二条」に、「その他の周辺事態」を「重要影響事態に際して実施するものに限る。以下「船舶検査活動」という。」その他の重要影響事態」に改め、同条第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 後方支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ)が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第七条第六項の規定により行われる捜索救助活動については、この限りでない。  
4 外国の領域における対応措置については、当該対応措置が行われることについて当該外国(国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従って当該外国において施政を行う機関がある場合にあっては、当該機関)の同意がある場合に限り実施するものとする。

第三条第一項第三号を削り、同項第二号中「後方地域捜索救助活動」を「捜索救助活動」に、「周辺事態」を「重要影響事態」に改め、「(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ)」及び「後方地域において」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号中「後方地域支援」を「後方支援活動」に、「周辺事態に際して日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊(以下「合衆国軍隊」という。))」を「合衆国軍隊等」に改め、「後方地域において」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。  
一 合衆国軍隊等 重要影響事態に対処し、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行うアメリカ合衆国の軍隊及びその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織をいう。

第三条第二項中「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同条第三項中「後方地域捜索救助活動」を「捜索救助活動」に、「合衆国軍隊」を「合衆国軍隊等」に、「後方地域支援」を「後方支援活動」に改める。  
第四条第一項中「周辺事態」を「重要影響事態」に改め、同項第一号及び第二号中「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。  
三 捜索救助活動  
四 船舶検査活動  
第四条第二項第一号を次のように改める。

イ 重要影響事態に関する次に掲げる事項  
一 事態の経緯並びに我が国の平和及び安全に与える影響  
ロ 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由  
第四条第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「第二号」を「第三号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「船舶検査活動法第四号」を「船舶検査活動を実施する場合における重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第四号第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「後方地域捜索救助活動を実施する場合」を「捜索救助活動を実施する場合」に改め、同号イ及びロ中「後方地域捜索救助活動」を「捜索救助活動」に改め、同号イ及びロ中「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同号二中「後方地域捜索救助活動」を「捜索救助活動」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 当該捜索救助活動又はその実施に伴う前条第三項後段の後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間  
第四条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「後方地域支援を実施する場合」を「後方支援活動を実施する場合」に改め、同号イからハまでの規定中「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同号二中「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同号二を同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。  
二 当該後方支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該後方支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間  
第四条第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。  
二 前号に掲げるもののほか、対応措置の実施に関する基本的な方針  
第四条第三項中「第一項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第二項の後方支援活動又は捜索救助活動若しくはその実施に伴う同条第三項後段の後方支援活動を外国の領域で実施する場合には、当該外国(第二条第四項に規定する機関がある場合にあっては、当該機関)と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。  
第五条中「後方地域支援、後方地域捜索救助活動」を「後方支援活動、捜索救助活動」に改める。



第六条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同条第三項中「当該後方地域支援」を「実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができると認められる場合に当該後方支援活動」に改め、同条第四項中「この法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた」を「において、自衛隊の部隊等が第三条第二項の後方支援活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合又は外国の領域で実施する当該後方支援活動についての第二条第四項の同意が存在しなくなつたと認める」に改め、同条第五項中「後方地域支援」を「後方支援活動」、「公海又はその上空における輸送」を「我が国の領域外におけるもの」に、「当該輸送」を「当該後方支援活動」に、「の近傍」を「又はその近傍」に改める。

第七條の見出し及び同條第一項中「後方地域搜索救助活動」を「搜索救助活動」に改め、同條第二項中「当該後方地域搜索救助活動」を「実施される必要のある搜索救助活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができると認められる場合に当該搜索救助活動」に改め、同條第三項中「後方地域搜索救助活動」を「搜索救助活動」に改め、同條第四項を削り、同條第五項中「実施区域」を「実施区域」に改め、「同條第五項の規定は後方地域搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について」を削り、同項を同條第四項とし、同條第七項中「後方地域搜索救助活動」を「搜索救助活動」に、「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同項を同條第八項とし、同條第六項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同條第七項とし、同項の前に次の二項を加える。

5 前條第五項の規定は、我が国の領域外における搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、一次條第四項において準用する前項」と読み替へるものとする。

6 前項において準用する前條第五項の規定にかかわらず、既に遭難者が発見され、自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、当該部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る搜索救助活動を継続することができる。

第十一條第一項中「第七條第七項」を「第七條第八項」に改め、「含む」の下に、「第五項及び第六項において同じ」を加え、「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、「実施を」の下に「命ぜられ、又は第七條第一項の規定により搜索救助活動の実施を」を加え、「その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する」を「自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った」に改め、「武器」の下に「自衛隊が外国の領域で当該後方支援活動又は当該搜索救助活動を実施している場合については、第四条第二項第三号又は第四号二の規定により基本計画に定める装備に該当するものに限る。以下この条において同じ。」を加え、同條第二項を次のように改める。

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならぬ。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危険が切迫し、その命令を受けるとまがなないときは、この限りでない。

第十一條第三項中「前二項」を「第一項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえつて生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

5 第六條第二項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の実施を命ぜられ、又は第七條第一項の規定により搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営地（宿営のために使用する区域であつて、困難が設

置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。）であつて合衆国軍隊等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があつた場合において、当該宿営地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該宿営地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第一項の規定による武器の使用をすることができると認められる場合において、同項から第三項まで及び次項の規定の適用については、第一項中「現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」とあるのは、「その宿営する宿営地（第五項に規定する宿営地をいう。次項及び第三項において同じ。）に所在する者」と、「その事態」とあるのは「第五項に規定する合衆国軍隊等の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態」と、第二項及び第三項中「現場」とあるのは「宿営地」と、次項中「自衛隊員」とあるのは「自衛隊員（同法第二条第五項に規定する隊員をいう。）」とする。

6 自衛隊法第九十六條第三項の規定は、第六條第二項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、又は第七條第一項の規定により搜索救助活動（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

別表第一 基地業務の項の次に次のように加える。

宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
保管	倉庫における一時保管、保管容器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
施設の利用	土地又は建物の一時的な利用並びにこれらに類する物品及び役務の提供
訓練業務	訓練に必要な指導員の派遣、訓練用器材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

別表第一の備考を次のように改める。  
備考 物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。  
別表第二の備考を次のように改める。  
備考 物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。  
（周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部改正）  
第四条 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律  
第一条中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」を「重要影響事態（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律）に、「周辺事態安全確保法」を「重要影響事態安全確保法」に、「規定する周辺事態」を「規定する重要影響事態をいう。以下同じ。）」又は「国際平和共同対処事態（国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号。以下「国際平和協力支援活動法」という。）」第一条に規定する国際平和共同対処事態をいう。以下同じ。）」に、「周辺事態安全確保法」を「重要影響事態安全確保法及び国際平和協力支援活動法」に、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下「日米安保条約」という。）」の効果的な運用に寄与し、我が国を我が国及び国際社会に改める。  
第二条中「周辺事態」を「重要影響事態又は国際平和共同対処事態」に改め、「我が国領海又は我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）」において

第三條中「船舶検査活動」を「重要影響事態における船舶検査活動」に、「日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行つてゐるアメリカ合衆国の軍隊」を「合衆国軍隊等（重要影響事態安全確保法第三條第一項第一号に規定する合衆国軍隊等をいう。）に、「後方地域支援」を「後方支援活動」に、「周辺事態安全確保法第三條第一項第一号」を「同項第一号」に、「周辺事態安全確保法」を「重要影響事態安全確保法」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国際平和共同対処事態における船舶検査活動は、自衛隊の部隊等が実施するものとする。この場合において、国際平和共同対処事態における船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う諸外国の軍隊等（国際平和協力支援活動法第三條第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等をいう。）の部隊に対して協力支援活動（同項第二号に規定する協力支援活動をいう。以下同じ。）として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、国際平和協力支援活動法第二に掲げるものとする。

第四條の見出し中「周辺事態安全確保法に規定する」を削り、同条中「船舶検査活動の実施に際して」を「重要影響事態における船舶検査活動の実施に際して」に、「周辺事態安全確保法」を「重要影響事態安全確保法」に改め、「（以下「基本計画」という。）」を削り、同条第二号中「構成」の下に「並びに当該船舶検査活動又はその実施に伴う前条第一項後段の後方支援活動を外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の装備及び派遣期間」を加え、同条第五号中「前条後段」を「前条第一項後段」に、「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同条に次の二項を加える。

2 国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に際しては、次に掲げる事項を国際平和協力支援活動法第四條第一項に規定する基本計画に定めるものとする。

一 当該船舶検査活動に係る基本的事項

二 当該船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに当該船舶検査活動又はその実施に伴う前条第二項後段の協力支援活動を外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の装備及び派遣期間

三 当該船舶検査活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

四 第二條に規定する規制措置の対象物品の範囲

五 当該船舶検査活動の実施に伴う前条第二項後段の協力支援活動の実施に関する重要事項（当該協力支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。）

六 その他当該船舶検査活動の実施に関する重要事項

3 船舶検査活動又は重要影響事態における船舶検査活動の実施に伴う前条第一項後段の後方支援活動若しくは国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に伴う同条第二項後段の協力支援活動を外国の領域で実施する場合には、当該外国（重要影響事態安全確保法第二條第四項又は国際平和協力支援活動法第二條第四項に規定する機関がある場合にあつては、当該機関）と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

第五條第一項中「基本計画」を「前条第一項又は第二項の基本計画（第五項において単に「基本計画」という。）」に改め、同条第二項中「実施要項において」の下に「実施される必要がある船舶検査活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が船舶検査活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合又は重要影響事態において外国の領域で実施する船舶検査活動についての重要影響事態安全確保法第二條第四項の同意若しくは国際平和共同対処事態において外国の領域で実施する船舶検査活動についての国際平和協力支援活動法第二條第四項の同意が存在しなくなつたと認める場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

第五條第六項中「周辺事態安全確保法」を「重要影響事態安全確保法」に、「船舶検査活動」を「重要影響事態における船舶検査活動」に、「第三條後段の後方地域支援について」を「第三條第一項後段の後方支援活動について、国際平和協力支援活動法第七條の規定は国際平和共同対処事態に

おける船舶検査活動の実施に伴う第三條第二項後段の協力支援活動について、それぞれ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項において準用する周辺事態安全確保法第六條第四項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

第六條第一項中「命ぜられた」を「命ぜられ、又は同条第七項において準用する重要影響事態安全確保法第六條第二項の規定により重要影響事態における船舶検査活動の実施に伴う第三條第一項後段の後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の命ぜられ、若しくは前条第七項において準用する国際平和協力支援活動法第七條第二項の規定により国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に伴う第三條第二項後段の協力支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた」に、「当該船舶検査活動の対象船舶に乗船してその職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する」を「自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二條第五項に規定する隊員をいう。第五項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った」に改め、「武器」の下に「自衛隊が外国の領域で当該船舶検査活動又は当該後方支援活動若しくは当該協力支援活動を実施している場合については、第四條第一項第二号又は第二項第二号の規定により基本計画に定める装備に該当するものに限る。以下この条において同じ。」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危険が切迫し、その命令を受けるとまがなとき、この限りでない。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえつて生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要に命令をするものとする。

第六條に次の一項を加える。

5 自衛隊法第九十六條第三項の規定は、前条第一項の規定により船舶検査活動（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、又は同条第七項において準用する重要影響事態安全確保法第六條第二項の規定により重要影響事態における船舶検査活動の実施に伴う第三條第一項後段の後方支援活動としての自衛隊の役務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、若しくは前条第七項において準用する国際平和協力支援活動法第七條第二項の規定により国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に伴う第三條第二項後段の協力支援活動としての自衛隊の役務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律の一部改正）

第五條 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律

目次中「武力攻撃事態等への対処の」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処の」に、「第三章 武力攻撃事態等への対処に関する法制の整備（第二十一條―第二十三條）第四章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置（第二十四條―第二十七條）」を「第三章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置（第二十一條―第二十四條）」に改める。

第一条中「同じ」及び「により、武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、「併せて武力攻撃事態等への対処に必要となる法制の整備に関する事項を定め」を削る。  
第二条中「この法律」の下に「第一号に掲げる用語にあっては、第四号及び第八号八(1)を除く。」を加え、同条第七号イ(2)中「及びアメリカ合衆国」を「アメリカ合衆国」に改め、「必要な行動」の下に「及びその他の外国の軍隊が実施する自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために必要な行動」を加え、同号に次のように加える。

ハ 存立危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1) 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃であつて、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるもの(以下「存立危機武力攻撃」という。)を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動

(2) (1)に掲げる自衛隊の行動及び外国の軍隊が実施する自衛隊と協力して存立危機武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

二 存立危機武力攻撃による深刻かつ重大な影響から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は存立危機武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために存立危機事態の推移に応じて実施する公共的な施設の保安の確保、生活関連物資等の安定供給その他の措置

第二条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 存立危機事態 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。

第三条の見出し及び同条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、同条第六項中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、「協力しつつ」を「協力するほか、関係する外国との協力を緊密にしつつ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「において」を「及び存立危機事態においては」に、「これ」を「存立危機事態並びにこれら」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一号を加える。

4 存立危機事態においては、存立危機武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。ただし、存立危機武力攻撃を排除するに当たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。

第四条中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一号を加える。

2 国は、前項の責務を果たすため、武力攻撃事態等及び存立危機事態への円滑かつ効果的な対処が可能となるよう、関係機関が行うこれらの事態への対処についての訓練その他の関係機関相互の緊密な連携協力の確保に資する施策を実施するものとする。

第八条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「指定公共機関」の下に「武力攻撃事態等において」を加える。

第二章の章名中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加える。

第九条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又は存立危機事態」を加え、同条第二項第一号を次のように改める。

一 対処すべき事態に関する次に掲げる事項

イ 事態の経緯、事態が武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は存立危機事態であることとの認定及び当該認定の前提となつた事実

ロ 事態が武力攻撃事態又は存立危機事態であることと認定する場合にあっては、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由

第九条第二項第二号中「武力攻撃事態等」の下に「又は存立危機事態」を加え、同条第三項中「においては」を「又は存立危機事態においては」に改め、同項第五号中「武力攻撃事態等」及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改め、同項第六号中「武力攻撃事態等」の下に「又は存立危機事態」を加え、同条第五項第五号中「武力攻撃事態等」及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改め、同条第四項中「武力攻撃事態等」の下に「又は存立危機事態」を加え、同条第五項第五号中「武力攻撃事態等」及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改める。

第十条第一項中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

第十一条第一項中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改め、同条第三項中「武力攻撃事態等対策副本部長」を「事態対策副本部長」に、「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改める。

第十三条第一項中「第二条第四号ロ」を「第二条第五号ロ」に改める。

第十八条中「国際連合憲章第五十一条及び日米安保条約第五十二条の規定に従つてを削り、「武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を、「に」について」の下に、「国際連合憲章第五十一条(武力攻撃の排除に当たつて我が国が講じた措置にあっては、同条及び日米安保条約第五十二条)の規定に従つて」を加える。

第三章を削る。

第二十四条第一項中「第二十七条」を「第二十四条」に改め、「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、第四章中同条を第二十一条とし、第二十五条を第二十一条とし、第二十六条を第二十三条とする。

第二十七条中「及び第六項」を、「第四項及び第七項」に、「第四条中」を「第四条第一項中」に改め、同条を第二十四条とする。

第四章を第三章とする。

(武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の一部改正)

第六条 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律

第一条中「において」を「において」に、「その他の当該行動」を、「武力攻撃事態等又は存立危機事態において自衛隊と協力して武力攻撃又は存立危機武力攻撃を排除するために必要な外国軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他のこれらの行動」に改める。

第二条第一号中「武力攻撃事態等」及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」に改め、同条第五号中「武力攻撃事態等」において、合衆国軍隊の行動(前号に規定する行動(武力攻撃が発生した事態以外の武力攻撃事態等)にあっては、日米安保条約





口 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

ハ 武力紛争がまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動

第五條 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 事態対処法の一部改正(第百九十五条)」を削る。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第二条第一項中「第六号」を「第七号」に改め、「第三号」の下に「及び第四号」を加え、同条第三項中「事態対処法第二十二号第一号に掲げる」を「次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための」に、「同号へ」を「第六号」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置
  - 二 施設及び設備の応急の復旧に関する措置
  - 三 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
  - 四 運送及び通信に関する措置
  - 五 国民の生活の安定に関する措置
  - 六 被害の復旧に関する措置
- 第百七十二号第一項中「第二十五号第一項」を「第二十二号第一項」に、「すべて」を「全て」に、「第二十五号第三項第二号」を「第二十二号第三項第二号」に改める。
- 第百八十一号第一項中「第二十六号第一項」を「第二十三号第一項」に、「第二十七号」を「第二十四号」に改める。
- 第百八十三号の表第二十五号第一項の項中「第二十五号第四項」を「第二十二号第四項」に改める。

第十一条を削る。

第六條 次に掲げる法律の規定中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」に改める。

一 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律(平成十九年法律第三十二号) 第六号第一項

二 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号) 第十条第四項第三号

(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第七條 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三百四十一条(見出しを含む)中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改める。

第三百四十二条(見出しを含む)中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改め、同条のうち武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第三号第一号及び第十二号の改正規定中「第三号第一号及び第十二号」を「第三号第十三号及び第十四号」に改める。

(サイバーセキュリティ基本法の一部改正)

第八条 サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」に、「第二十四条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

(防衛省設置法の一部改正)

第九条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十九号中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改める。

第十三条の表捕虜資格認定等審査会の項中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改める。

第三十条中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改める。

(防衛省設置法の一部改正)

第十条 施行日が防衛省設置法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十九号)の施行の日前である場合には、前条のうち防衛省設置法第三十条の改正規定中「第三十条」とあるのは、「第三十二条」とする。

(内閣府設置法の一部改正)

第十一条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十二号中「第三条第三号」を「第三条第五号」に、「同条第四号」を「同条第六号」に改める。

(復興庁設置法の一部改正)

第十二条 復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の項中「第三号第七号イ」を「第三号第九号イ」に改め、同表周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)の項中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」を「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に改め、同表武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)の項中「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」に、「第二号第四号イ」を「第二号第五号イ」に改める。

内閣総理大臣臨時代理  
 国務大臣 麻生 太郎  
 総務大臣 山本 早苗  
 法務大臣 上川 陽子  
 外務大臣臨時代理  
 国務大臣 菅 義偉  
 財務大臣 麻生 太郎  
 文部科学大臣 下村 博文  
 厚生労働大臣臨時代理  
 国務大臣 山口 俊一  
 農林水産大臣 林 洋一  
 経済産業大臣 宮沢 洋一  
 国土交通大臣 田村 昭宏  
 環境大臣 望月 義夫  
 防衛大臣 中谷 元

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案 新旧対照表 目次

- 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（第一条関係）．．．．． 1
- 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（第二条関係）．．．．． 32
- 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）（第三条関係）．．．．． 57
- 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四十五号）（第四条関係）．．．．． 69
- 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（第五条関係）．．．．． 76
- 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第一百三十一号）（第六条関係）．．．．． 87
- 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成十六年法律第一百四十四号）（第七条関係）．．．．． 93
- 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第一百六十号）（第八条関係）．．．．． 95
- 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第一百七十七号）（第九条関係）．．．．． 98
- 国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）（第十条関係）．．．．． 107
- 道路交通法（昭和三十五年法律第五十五号）（附則第三条関係）．．．．． 111
- 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）（附則第四条関係）．．．．． 112
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百二十二号）（附則第五条関係）．．．．． 114
- 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律（平成十九年法律第三十二号）（附則第六条関係）．．．．． 123
- 原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）（附則第六条関係）．．．．． 124
- 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）（附則第七条関係）．．．．． 125
- サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第四号）（附則第八条関係）．．．．． 127
- 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（附則第九条関係）．．．．． 128
- 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第十条関係）．．．．． 130
- 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（附則第十二条関係）．．．．． 131

改正案	現行
<p>(定義)            第二条 (略)            2、4 (略)</p> <p>5 この法律(第九十四条の七第三号を除く。)において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。</p> <p>(自衛隊の任務)            第三条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。</p> <p>2 自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であつて、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるものを行うことを任務とする。</p> <p>一 我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動</p> <p>二 (略)</p>	<p>(定義)            第二条 (略)            2、4 (略)</p> <p>5 この法律(第九十四条の六第三号を除く。)において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。</p> <p>(自衛隊の任務)            第三条 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。</p> <p>2 自衛隊は、前項に規定するもののほか、同項の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であつて、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされるものを行うことを任務とする。</p> <p>一 我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動</p> <p>二 (略)</p>



3 (略)

(特別の部隊の編成)

第二十二條 (略)

2 防衛大臣は、第七十七條の四の規定による国民保護等派遣、第八十二條の規定による海上における警備行動、第八十二條の二の規定による海賊対処行動、第八十二條の三第一項の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、第八十三條第二項の規定による災害派遣、第八十三條の二の規定による地震防災派遣、第八十三條の三の規定による原子力災害派遣、第八十四條の三第一項の規定による保護措置、訓練その他の事由により必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。

3 (略)

(捕虜収容所)

第二十九條の二 捕虜収容所においては、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第百十七号)の規定による捕虜等の抑留及び送還のほか、防衛大臣の定める事務を行う。

2・3 (略)

(防衛出動)

第七十六條 内閣総理大臣は、次に掲げる事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)

3 (略)

(特別の部隊の編成)

第二十二條 (略)

2 防衛大臣は、第七十七條の四の規定による国民保護等派遣、第八十二條の規定による海上における警備行動、第八十二條の二の規定による海賊対処行動、第八十二條の三第一項の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、第八十三條第二項の規定による災害派遣、第八十三條の二の規定による地震防災派遣、第八十三條の三の規定による原子力災害派遣、訓練その他の事由により必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。

3 (略)

(捕虜収容所)

第二十九條の二 捕虜収容所においては、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第百十七号)の規定による捕虜等の抑留及び送還のほか、防衛大臣の定める事務を行う。

2・3 (略)

(防衛出動)

第七十六條 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃(以下「武力攻撃」という。)が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合において

第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。

一 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態

二 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態

2 (略)

(防衛施設構築の措置)

第七十七条の二 防衛大臣は、事態が緊迫し、第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、同項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認める地域(以下「展開予定地域」という。)があるときは、内閣総理大臣の承認を得た上、その範囲を定めて、自衛隊の部隊等に当該展開予定地域内において陣地その他の防衛のための施設(以下「防衛施設」という。)を構築する措置を命ずることができる。

(防衛出動下令前の行動関連措置)

第七十七条の三 防衛大臣又はその委任を受けた者は、事態が緊迫し、第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する

ては、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。

(新設)

(新設)

2 (略)

(防衛施設構築の措置)

第七十七条の二 防衛大臣は、事態が緊迫し、第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、同項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認める地域(以下「展開予定地域」という。)があるときは、内閣総理大臣の承認を得た上、その範囲を定めて、自衛隊の部隊等に当該展開予定地域内において陣地その他の防衛のための施設(以下「防衛施設」という。)を構築する措置を命ずることができる。

(防衛出動下令前の行動関連措置)

第七十七条の三 防衛大臣又はその委任を受けた者は、事態が緊迫し、第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(

(捕虜等の取扱いの権限)

第九十四条の九 自衛官は、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

(自衛隊の武器等の防護のための武器の使用)

第九十五条 自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料(以下「武器等」という。)を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用)

第九十五条の二 自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織(次項において「合衆国軍隊等」という。)の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動(共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。)に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

2 前項の警護は、合衆国軍隊等から要請があつた場合であつて、防衛大臣が必要と認めるときに限り、自衛官が行うものとする。

(捕虜等の取扱いの権限)

第九十四条の八 自衛官は、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

(武器等の防護のための武器の使用)

第九十五条 自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料を職務上警護するに当たり、人又は武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

(新設)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 国際平和協力本部（第四条・第五条）</p> <p>第三章 国際平和協力業務等</p> <p>第一節 国際平和協力業務（第六条—第二十六条）</p> <p>第二節 自衛官の国際連合への派遣（第二十七条—第二十九条）</p> <p>第四章 物資協力（第三十条）</p> <p>第五章 雑則（第三十一条—第三十四条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に対し適切かつ迅速な協力をを行うため、国際平和協力業務実施計画及び国際平和協力業務実施要領の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、もって我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする。</p> <p>（国際連合平和維持活動等に対する協力の基本原則）</p> <p>第二条 政府は、この法律に基づく国際平和協力業務の実施、物資</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 国際平和協力本部（第四条・第五条）</p> <p>第三章 国際平和協力業務（第六条—第二十四条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第四章 物資協力（第二十五条）</p> <p>第五章 雑則（第二十六条・第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に対し適切かつ迅速な協力をを行うため、国際平和協力業務実施計画及び国際平和協力業務実施要領の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、もって我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする。</p> <p>（国際連合平和維持活動等に対する協力の基本原則）</p> <p>第二条 政府は、この法律に基づく国際平和協力業務の実施、物資</p>

協力、これらについての国以外の者の協力等（以下「国際平和協力業務の実施等」という。）を適切に組み合わせるとともに、国際平和協力業務の実施等に携わる者の創意と知見を活用することにより、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に効果的に協力するものとする。

254 (略)

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 国際連合平和維持活動 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立及び再建の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持することを目的として、国際連合の統括の下に行われる活動であつて、国際連合事務総長（以下「事務総長」という。）の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によつて実施されるもののうち、次に掲げるものをいう。

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に

協力、これらについての国以外の者の協力等（以下「国際平和協力業務の実施等」という。）を適切に組み合わせるとともに、国際平和協力業務の実施等に携わる者の創意と知見を活用することにより、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動及び国際的な選挙監視活動に効果的に協力するものとする。

254 (略)

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 国際連合平和維持活動 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持するために国際連合の統括の下に行われる活動であつて、武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合（武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合）に、国際連合事務総長（以下「事務総長」という。）の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によつて、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されるものをいう。

(新設)

従つて施政を行う機関がある場合にあっては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

(新設)

ロ 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなつた場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

(新設)

ハ 武力紛争がいまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動

(新設)

二 国際連携平和安全活動 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事會が行う決議、別表第一に掲げる国際機関が行う要請又は当該活動が行われる地域の属する国の要請（国際連合憲章第七條一に規定する国際連合の主要機関のいずれかの支持を受けたものに限る。）に基づき、紛争当事者間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立及び再建の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持することを目的として行われる活動であつて、二以上の国の連携により実施されるものうち、次に掲げるもの（国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。）をいう。

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場

合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動  
ロ 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域  
に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域  
の属する国の当該活動が行われることについての同意がある  
場合に実施される活動

ハ 武力紛争がまだ発生していない場合において、当該活動  
が行われる地域の属する国の当該活動が行われることにつ  
いての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止するこ  
とを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施され  
る活動

三 人道的な国際救援活動 国際連合の総会、安全保障理事会若  
しくは経済社会理事會が行う決議又は別表第二に掲げる国際機  
関が行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくす  
るおそれのある紛争（以下単に「紛争」という。）によって被  
害を受け若しくは受けるおそれがある住民その他の者（以下「  
被災民」という。）の救援のために又は紛争によって生じた被  
害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動であつて  
、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われるこ  
とについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属  
する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及び  
これを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連  
合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国（次号及び  
第六号において「国際連合等」という。）によって実施される  
もの（国際連合平和維持活動として実施される活動及び国際連  
携平和安全活動として実施される活動を除く。）をいう。

四 国際的な選挙監視活動 国際連合の総会若しくは安全保障理  
事會が行う決議又は別表第三に掲げる国際機関が行う要請に基  
づき、紛争によって混乱を生じた地域において民主的な手段に

二 人道的な国際救援活動 国際連合の総会、安全保障理事会若  
しくは経済社会理事會が行う決議又は別表第一に掲げる国際機  
関が行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくす  
るおそれのある紛争（以下単に「紛争」という。）によって被  
害を受け若しくは受けるおそれがある住民その他の者（以下「  
被災民」という。）の救援のために又は紛争によって生じた被  
害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動であつて  
、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われるこ  
とについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属  
する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及び  
これを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連  
合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国（次号及び  
第四号において「国際連合等」という。）によって実施される  
もの（国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。）  
をいう。

二の二 国際的な選挙監視活動 国際連合の総会若しくは安全保  
障理事會が行う決議又は別表第二に掲げる国際機関が行う要請  
に基づき、紛争によって混乱を生じた地域における民主的な手

より統治組織を設立しその他その混乱を解消する過程で行われる選挙又は投票の公正な執行を確保するために行われる活動であつて、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合等によつて実施されるもの（国際連合平和維持活動として実施される活動及び国際連携平和安全活動として実施される活動を除く。）をいう。

五 国際平和協力業務 国際連合平和維持活動のために実施される業務で次に掲げるもの、国際連携平和安全活動のために実施される業務で次に掲げるもの、人道的な国際救援活動のために実施される業務で次のウからツまで、ナ及びラに掲げるもの並びに国際的な選挙監視活動のために実施される業務で次のチ及びナに掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。以下同じ。）であつて、海外で行われるものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 車両その他の運搬手段又は通行人による武器（武器の部品及び弾薬を含む。ニにおいて同じ。）の搬入又は搬出の有無の検査又は確認

ニ〜ヘ (略)

ト 防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体及び財産に対する危害の防止及び抑止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護

チ・リ (略)

又 矯正行政事務に関する助言若しくは指導又は矯正行政事務の監視

リ及び又に掲げるもののほか、立法、行政（ヲに規定する

段による統治組織の設立を目的とする選挙又は投票の公正な執行を確保するために行われる活動であつて、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国際連合等によつて実施されるもの（国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。）をいう。

三 国際平和協力業務 国際連合平和維持活動のために実施される業務で次に掲げるもの、人道的な国際救援活動のために実施される業務で次のウからレまでに掲げるもの及び国際的な選挙監視活動のために実施される業務で次のト及びビレに掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。以下同じ。）であつて、海外で行われるものをいう。

イ・ロ (略)

ハ 車両その他の運搬手段又は通行人による武器（武器の部品を含む。ニにおいて同じ。）の搬入又は搬出の有無の検査又は確認

ニ〜ヘ (略)

(新設)

ト・チ (略)

(新設)

リ チに掲げるもののほか、行政事務に関する助言又は指導



組織に係るものを除く。)又は司法に関する事務に関する助言又は指導

ヲ 国の防衛に関する組織その他のイからトまで又はワからネまでに掲げるものと同種の業務を行う組織の設立又は再建を援助するための次に掲げる業務

(1) イからトまで又はワからネまでに掲げるものと同種の業務に関する助言又は指導

(2) (1)に規定する業務の実施に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための教育訓練

ヅ (略)

ツ イからソまでに掲げるもののほか、輸送、保管(備蓄を含む。)、通信、建設、機械器具の据付け、検査若しくは修理又は補給(武器の提供を行う補給を除く。)

ネ 国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動を統括し、又は調整する組織において行うイからツまでに掲げる業務の実施に必要な企画及び立案並びに調整又は情報の収集整理  
ナ イからネまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務

ラ フからネまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとしてナの政令で定める業務を行う場合であつて、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動若しくは人道的な国際救援活動に従事する者又はこれらの活動を支援する者(以下このラ及び第二十六条第二項において「活動関係者」という。)(の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体保護

六、物資協力 次に掲げる活動を行っている国際連合等に対してその活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡

(新設)

又ヨ (略)  
タ イからヨまでに掲げるもののほか、輸送、保管(備蓄を含む。)、通信、建設又は機械器具の据付け、検査若しくは修理

(新設)

レ イからタまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務  
(新設)

四、物資協力 次に掲げる活動を行っている国際連合等に対してその活動に必要な物品を無償又は時価よりも低い対価で譲渡

することをいう。

イ (略)

ロ 国際連携平和安全活動

ハ 人道的な国際救援活動 (別表第四に掲げる国際機関によつて実施される場合) については、第三号に規定する決議若しくは要請又は合意が存在しない場合における同号に規定する活動を含むものとする。第三十条第一項及び第三項において同じ。

ニ (略)

七、九 (略)

### 第三章 国際平和協力業務等

#### 第一節 国際平和協力業務

(実施計画)

第六条 内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施することが適当であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるとき (国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものを実施する場合にあつては、同条第一号イからハまで又は第二号イからハまでに規定する同意及び第一号又は第二号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限り、人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて同条第五号フに掲げるものを実施する場合にあつては、同条第三号に規定する同意及び第三号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行わ

することをいう。

イ (略)

(新設)

ロ 人道的な国際救援活動 (別表第三に掲げる国際機関によつて実施される場合) であつては、第二号に規定する合意が存在しない場合における同号に規定する活動を含むものとする。第二十五条第一項及び第三項において同じ。

ハ (略)

五、七 (略)

### 第三章 国際平和協力業務

(新設)

(実施計画)

第六条 内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施することが適当であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるときは、国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

第二十四条 本部長は、第九条第一項の規定により協力隊が派遣先国において行う国際平和協力業務（第三条第五号に掲げる業務及びこれに類するものとして同号の政令で定める業務を除く。）に隊員を従事させるに当たり、現地の治安の状況等を勘案して特に必要と認める場合には、当該隊員が派遣先国に滞在する間、前条の小型武器であつて第六条第二項第二号ハ及び第四項の規定により実施計画に定める装備であるものを当該隊員に貸与することができる。

2・3 (略)

(武器の使用)

第二十五条 前条第一項の規定により小型武器の貸与を受け、派遣先国において国際平和協力業務に従事する隊員は、自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、当該小型武器を使用することができる。

2 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する海上保安官又は海上保安官補（以下この条において「海上保安官等」という。）は、自己又は自己と共に現場に所在する他の海上保安庁の職員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号二(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である第二十三条の政令で定める種類の小型武器で、当該海上保安官等が携帯する

第二十三条 本部長は、第九条第一項の規定により協力隊が派遣先国において行う国際平和協力業務に隊員を従事させるに当たり、現地の治安の状況等を勘案して特に必要と認める場合には、当該隊員が派遣先国に滞在する間、前条の小型武器であつて第六条第二項第二号ハ及び第四項の規定により実施計画に定める装備であるものを当該隊員に貸与することができる。

2・3 (略)

(武器の使用)

第二十四条 前条第一項の規定により小型武器の貸与を受け、派遣先国において国際平和協力業務に従事する隊員は、自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、当該小型武器を使用することができる。

2 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する海上保安官又は海上保安官補（以下この条において「海上保安官等」という。）は、自己又は自己と共に現場に所在する他の海上保安庁の職員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号二(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である第二十三条の政令で定める種類の小型武器で、当該海上保安官等が携帯する

ものを使用することができる。

3 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。

4 5 6 (略)

7 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、その宿営する宿营地(宿営のために使用する区域であつて、囲障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。)であつて当該国際平和協力業務に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動に従事する外国の軍隊の部隊の要員と共に宿営するものに対する攻撃があつたときは、当該宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第三項の規定による武器の使用をすることができる。この場合において、同項から第五項までの規定の適用については、第三項中「現場に所在する他の自衛隊員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」とあるのは「その宿営する宿营地(第七項に規定する宿营地をいう。次項及び第五項において同じ。)(に所在する者)」と、「その事態」とあるのは「第七項に規定する外国の軍隊の部隊の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態」と、第四項及び第五項中「現場」とあるのは「宿营地」とする。

8 9 (略)

ものを使用することができる。

3 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。

4 5 6 (略)  
(新設)

7 8 (略)

10 第一項の規定は第八条第一項第六号に規定する国際平和協力業務の中断（以下この項において「業務の中断」という。）がある場合における当該国際平和協力業務に係る隊員について、第二項及び第八項の規定は業務の中断がある場合における当該国際平和協力業務に係る海上保安官等について、第三項、第七項及び前項の規定は業務の中断がある場合における当該国際平和協力業務に係る自衛官について、第四項及び第五項の規定はこの項において準用する第二項の規定及びこの項において準用する第三項（第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による小型武器又は武器の使用について、第六項の規定はこの項において準用する第一項及び第二項の規定並びにこの項において準用する第三項（第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による小型武器又は武器の使用について、それぞれ準用する。

第二十六条 前条第三項（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するもののほか、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの又はこれに類するものとして同号ナの政令で定めるものに従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己若しくは他人の生命、身体若しくは財産を防護し、又はその業務を妨害する行為を排除するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ②及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。

2 前条第三項（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するもののほか、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務であつて第三条第五号ラに掲げ

9 第一項の規定は第八条第一項第六号に規定する国際平和協力業務の中断（以下この項において「業務の中断」という。）がある場合における当該国際平和協力業務に係る隊員について、第二項及び第七項の規定は業務の中断がある場合における当該国際平和協力業務に係る海上保安官等について、第三項及び前項の規定は業務の中断がある場合における当該国際平和協力業務に係る自衛官について、第四項及び第五項の規定はこの項において準用する第二項及び第三項の規定による小型武器又は武器の使用について、第六項の規定はこの項において準用する第一項から第三項までの規定による小型武器又は武器の使用について準用する。

（新設）

るものに従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。

3 前二項の規定による武器の使用に際しては、刑法第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

4 自衛隊法第八十九条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

## 第二節 自衛官の国際連合への派遣

### (自衛官の派遣)

第二十七条 防衛大臣は、国際連合の要請に応じ、国際連合の業務であつて、国際連合平和維持活動に参加する自衛隊の部隊等又は外国の軍隊の部隊により実施される業務の統括に関するものに従事させるため、内閣総理大臣の同意を得て、自衛官を派遣することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により派遣される自衛官が従事することとなる業務に係る国際連合平和維持活動が行われることについての第三条第一号イからハまでに規定する同意が当該派遣の期間を通じて安定的に維持されると認められ、かつ、当該派遣を中断する事情が生ずる見込みがないと認められる場合に限り、当該派遣について同項の同意をするものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定により自衛官を派遣する場合には、当該自衛官の同意を得なければならない。

### (新設)

### (新設)

○ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（第五条 関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための手続等（第九条―第二十条）</p> <p>（削る）</p> <p>第三章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置（第二十一条―第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）及び存立危機事態への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための態勢を整備し、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。</p>	<p>武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 武力攻撃事態等への対処のための手続等（第九条―第二十条）</p> <p>第三章 武力攻撃事態等への対処に関する法制の整備（第二十一条―第二十三条）</p> <p>第四章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置（第二十四条―第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）への対処について、基本理念、国、地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めることにより、武力攻撃事態等への対処のための態勢を整備し、併せて武力攻撃事態等への対処に必要となる法制の整備に関する事項を定め、もって我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。</p>

(定義)

第二条 この法律(第一号に掲げる用語にあつては、第四号及び第八号ハ(1)を除く。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 存立危機事態 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。

五 七 (略)

八 対処措置 第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

イ 武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1) (略)

(2) (1)に掲げる自衛隊の行動、アメリカ合衆国の軍隊が実施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)に従って武力攻撃を排除するために必要な行動及びその他の外国の軍隊が実施する自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

二 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

三 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。  
(新設)

四 六 (略)

七 対処措置 第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

イ 武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1) (略)

(2) (1)に掲げる自衛隊の行動及びアメリカ合衆国の軍隊が実施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。)に従って武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置



施設又は役務の提供その他の措置

(3) (略)

ロ (略)

ハ 存立危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1) 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃であつて、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるもの（以下「存立危機武力攻撃」という。）を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動

(2) (1)に掲げる自衛隊の行動及び外国の軍隊が実施する自衛隊と協力して存立危機武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

ニ 存立危機武力攻撃による深刻かつ重大な影響から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は存立危機武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために存立危機事態の推移に応じて実施する公共的な施設の保安の確保、生活関連物資等の安定供給その他の措置

(武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処に関する基本理念)

第三条 武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処においては、国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。

(3) (略)

ロ (略)

(新設)

(新設)

(武力攻撃事態等への対処に関する基本理念)

第三条 武力攻撃事態等への対処においては、国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。

2・3 (略)

4| 存立危機事態においては、存立危機武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。ただし、存立危機武力攻撃を排除するに当たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要な判断される限度においてなされなければならない。

5| 武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。これに制限が加えられる場合にあつても、その制限は当該武力攻撃事態等及び存立危機事態に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。この場合において、日本国憲法第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

6| 武力攻撃事態等及び存立危機事態においては、当該武力攻撃事態等及び存立危機事態並びにこれらへの対処に関する状況について、適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるようにしなければならない。

7| 武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処においては、日米安保条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力するほか、関係する外国との協力を緊密にしつつ、国際連合を始めとする国際社会の理解及び協調的行動が得られるようにしなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、武力攻撃事態等及び存立危機事態において、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有することから、前条の基本理念のつとめ、組織及び機能の全てを挙げて、武力攻撃事態等及び存立危機事態に対処すると

2・3 (略)

(新設)

4| 武力攻撃事態等への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない。これに制限が加えられる場合にあつても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。この場合において、日本国憲法第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

5| 武力攻撃事態等においては、当該武力攻撃事態等及びこれへの対処に関する状況について、適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるようにしなければならない。

6| 武力攻撃事態等への対処においては、日米安保条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力しつつ、国際連合を始めとする国際社会の理解及び協調的行動が得られるようにしなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、武力攻撃事態等において、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有することから、前条の基本理念のつとめ、組織及び機能のすべてを挙げて、武力攻撃事態等に対処するとともに、国全体として万全の措置

ともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する。

2 国は、前項の責務を果たすため、武力攻撃事態等及び存立危機事態への円滑かつ効果的な対処が可能となるよう、関係機関が行うこれらの事態への対処についての訓練その他の関係機関相互の緊密な連携協力の確保に資する施策を実施するものとする。

(国民の協力)

第八条 国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性に鑑み、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が武力攻撃事態等において対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする。

第二章 武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための  
手続等

(対処基本方針)

第九条 政府は、武力攻撃事態等又は存立危機事態に至ったときは、武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）を定めるものとする。

2 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 対処すべき事態に関する次に掲げる事項

イ 事態の経緯、事態が武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は存立危機事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実

ロ 事態が武力攻撃事態又は存立危機事態であると認定する場合にあっては、我が国の存立を全うし、国民を守るために他

が講じられるようにする責務を有する。

(新設)

(国民の協力)

第八条 国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるものとする。

第二章 武力攻撃事態等への対処のための手続等

(対処基本方針)

第九条 政府は、武力攻撃事態等に至ったときは、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）を定めるものとする。

2 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実

(新設)

(新設)

に適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由

二 当該武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する全般的な方針

三 (略)

3 武力攻撃事態又は存立危機事態においては、対処基本方針には、前項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

一、四 (略)

五 防衛大臣が武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第百十三号)第十条第三項の規定に基づき実施を命ずる行動関連措置としての役務の提供に関して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認

六 防衛大臣が武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百十六号)第四条の規定に基づき命ずる同法第四章の規定による措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認

4 武力攻撃事態又は存立危機事態においては、対処基本方針には、前項に定めるもののほか、第二項第三号に定める事項として、第一号に掲げる内閣総理大臣が行う国会の承認(衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認。以下この条において同じ。)の求めを行う場合にあつてはその旨を、内閣総理大臣が第二号に掲げる防衛出動を命ずる場合にあつてはその旨を記載しなければならない。ただし、同号に掲げる防衛出動を命ずる旨の記載は、特に緊急の必要があり事前に国会の承認を得るいとまがない場合でなければ、することができない。

二 当該武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針

三 (略)

3 武力攻撃事態においては、対処基本方針には、前項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

一、四 (略)

五 防衛大臣が武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第百十三号)第十条第三項の規定に基づき実施を命ずる行動関連措置としての役務の提供に関して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認

六 防衛大臣が武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百十六号)第四条の規定に基づき命ずる同法第四章の規定による措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認

4 武力攻撃事態においては、対処基本方針には、前項に定めるもののほか、第二項第三号に定める事項として、第一号に掲げる内閣総理大臣が行う国会の承認(衆議院が解散されているときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認。以下この条において同じ。)の求めを行う場合にあつてはその旨を、内閣総理大臣が第二号に掲げる防衛出動を命ずる場合にあつてはその旨を記載しなければならない。ただし、同号に掲げる防衛出動を命ずる旨の記載は、特に緊急の必要があり事前に国会の承認を得るいとまがない場合でなければ、することができない。

一 (略)

二 (略)

5 武力攻撃予測事態においては、対処基本方針には、第二項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

一 (四) (略)

5 防衛大臣が武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第十条第三項の規定に基づき実施を命ずる行動関連措置としての役務の提供に関して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認

6 (略)

(対策本部の設置)

第十条 内閣総理大臣は、対処基本方針が定められたときは、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に事態対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

2 (略)

(対策本部の組織)

第十一条 対策本部の長は、事態対策本部長（以下「対策本部長」という。）とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

一 内閣総理大臣が防衛出動を命ずることについての自衛隊法第七十六条第一項の規定に基づく国会の承認の求め

二 自衛隊法第七十六条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が命ずる防衛出動

5 武力攻撃予測事態においては、対処基本方針には、第二項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

一 (四) (略)

5 防衛大臣が武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第十条第三項の規定に基づき実施を命ずる行動関連措置としての役務の提供に関して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認

6 (略)

(対策本部の設置)

第十条 内閣総理大臣は、対処基本方針が定められたときは、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に武力攻撃事態等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

2 (略)

(対策本部の組織)

第十一条 対策本部の長は、武力攻撃事態等対策本部長（以下「対策本部長」という。）とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。



山田宏君が理事を辞任した。

六月二十日

一、予算の実施状況に関する件の開会中審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任

政府参考人出頭要求に関する件  
予算の実施状況に関する件(外交・安全保障政策について)

○二階委員長 これより会議を開きます。

理事辞任の件についてお諮りいたします。  
理事山田宏君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○二階委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○二階委員長 予算の実施状況に関する件について調査を進めます。

本日は、外交・安全保障政策についての集中審議を行います。

この際、お諮りいたします。  
この際、お諮りいたします。  
本件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官武蔵義成君、内閣法制局長官横田裕介君、法務省大臣官房司法法制部長小川秀樹君、防衛省防衛政策局長徳地秀士君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○二階委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○二階委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。高村正彦君。

○高村委員 質問に入ります前に、このたびの台風八号でお亡くなりになった方に心から哀悼の意を表しますとともに、被害を受けられた方たちに心からお見舞いを申し上げるものでございます。それでは、質問に入ります。

国家の存立を守り、国民を守るための切実の無い安全保障法制の整備に関する閣議決定がなされたわけですが、このうち、国民の関心の高い集団的自衛権に関する部分に限って、時間の制約もありますので、質問をさせていただきます。

よく一般の方から言われるんですが、閣議決定だけで集団的自衛権が行使できるようになってしまふのはおかしいのではないかと言われるんですが、閣議決定だけでは集団的自衛権が行使できるようになるというのは大変な誤解でありまして、これは、法律をちゃんと国会で審議し、法律が通つて初めて集団的自衛権が行使できるようになるんですよ、こう説明してあげると、初めて聞きましたと言う人もいますが、さらに、そうであれば、最初から国会に出して閣議で審議すればいいじゃないか、何で閣議決定を最初にするんですか、この質問してくる方もおられます。

総理に、何で最初に閣議決定しなければいけないのか、それをわかりやすく説明していただきたいと思ひます。

○安倍内閣総理大臣 今回の閣議決定は、国民の命と平和な暮らしを守るために、まさにすき間のない体制をつくっていかねばならないわけであります。国民の命と平和な暮らしを守ることにまず、まさに私たちの責務である、このように思ひます。その中において、切実のない対応を可能とする国内法制を速やかに整備をし、これによって争いを未然に防ぎ、つまり抑止力を高めていくことが必要であると考えます。

一方、このために必要となる法整備を行うに当たっては、今、確かに、高村委員が指摘されたように、最初から法律を出して審議すればいいのではないかという思ひの方もおられるだろうと思ひ

ますが、これまでの憲法解釈のままでは、国民の命と平和な暮らしを守り抜く上で、必ずしも十分な対応ができないおそれがあるわけであります。そして、政府としては、今までの解釈と違つたものを、法律をいさなり出すわけにはいかないわけでありまして、今までの解釈で不十分なものは、解釈をこのように適切に当てはめ変更していただくという見解を国民の前に政府の意思の決定として閣議決定を行い、その後法律を整備していただく。

そして、その法律を整備していく中において、当然自衛隊が行動していくための法律になるわけでありまして、国会の承認も必要になっていくということ等も当然その法律の中に入れ込んでいくということになるんだらうと思ひますが、その法律をつくる上においては、国会で御議論をいただく、そして国会の決議をいただいて初めてそれが可能になっていくということでありまして、まさにその意味において、我々は今回閣議決定を行つたということでございます。

○高村委員 政府の人間には憲法遵守義務があるわけでありまして、今までの解釈をそのままにしておいたら法案の作成準備にもかかれない、こういうことだと思ふんですね。だから、まず閣議決定して、政府の解釈はこういうことですよというところで、新しい解釈に基づいて法案の整備にかかれる、これは当然のことだらう、こう思ひます。

政府が物事を決定する中で、一番重い決定の仕方、慎重な決定の仕方が閣議決定である。全ての大臣が一致しなければいけないわけでありまして、一人でも反対したら閣議決定はできない。そういう意味で重い決定の仕方であるわけでありまして、その重い決定の仕方の中で、少なくとも、私は、今度の閣議決定ほど慎重に、時間においても中身においても慎重に検討して閣議決定したという記憶はないんですが、総理、どうでしょう。

○安倍内閣総理大臣 今回の閣議決定は、まさに委員がおっしゃったように、国民の命と平和な暮らしを守るために何をすべきかという課題について、今までの憲法の解釈のままでは十分な対応ができないというものについては、まずは閣議決定において、それは、閣議決定は今御指摘があったように政府が意思決定する方法の中で最も重い決め方でありまして、この重い決め方で決めて立法作業あるいは法の改正作業にその閣議決定に基づいて入っていくことができる。内閣の意思を統一して、それをお示しして初めて作業に入っていくことができる。作業が行われた後に、その法律ができれば、法律を提出させていただきます。このことなるわけでございますが、一つの閣議決定を行うためにこれだけ慎重に議論を重ねてきた例を私は承知しておりません。

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会が、第一次安倍内閣のときを含め七、八年、二年半にわたる検討の結果として、国民の命と平和な暮らしを守るため、安全保障の法的基盤に關してどのように考えるべきかについて提言をいただいたのは五月であります。提言を受けて、私が検討の方向性を示して以降、高村副総裁に座長、北側副代表に座長代理を務めていただいた与党協議の場において十一回会合を重ね、濃密な御議論をいただいたわけでありまして、また、国会では、五月中旬以降だけでも延べ約七十名の議員から質問があり、政府としても丁寧に説明を行つてきたところでありまして、その上で、去る七月の一日に与党協議の結果に基づいて閣議決定を行い、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要な法整備の基本方針をお示したところであります。

そして、憲法は自衛隊について明記していません。これまでの自衛権をめぐる解釈は、昭和四十七年の政府見解、この政府見解は閣議決定をしております。閣議決定を経ずに、もちろん与党の協議も行つていません。これは単に内閣法制局を中心に政府の考え方を示し、これは参考資料と

して出してきたわけでございまして、これが基本的な考え方となっております。この閣議決定に基づいて直ちに自衛隊が活動できるわけではなく、今後、法律を作成し、提出をし、またさらに御議論をいただくというところになるわけでございまして。

○高村委員 総理は、閣議決定に当たって、与党協議が始まる前に、初めに期限ありきではない、こうおっしゃいました。これは、与党の協議なしに見切り発車はしない、こういう意味だったと思いますが、最初から六月中ぐらには決める必要があったと私は思っております。総理も恐らくそう思っておられたと思うんですが、何で六月中に決める必要があったんでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 もちろん、これは期限ありきではなくて、再三申し上げてきたところでありまして、しっかりとした徹底的な御議論をいただきたい上において与党として結論を出していただきたい、このように副総裁にもお願いをいたさ、十一回にわたって御議論をいただいで、そして責任と覚悟を決めるときには決めるという決意のもとに、判断のもとに、結論を出していただき、七月一日、閣議決定を行うに至ったわけでございまして。

そしてまた同時に、日米防衛協力のための指針の見直し作業を本年末までに行う、本年末までという日米で合意されたスケジュールがあるわけでございまして、このスケジュールのもとで進めていく上においても、それに十分に間に合うように基本的な方針が固まっていることが私は望ましい、このように考えていたところでございまして、また国会においてもそのようにお答えをさせていただいたところでございまして。

○高村委員 日米ガイドライン、九月ごろからは本格折衝に入らなければならぬ、その前に、全体の切れ目ない法制、大体のところは整備した上でかからなければいけない、こういうことだと思

いますが、この関連法案の国会提出はいつになるんでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 この関連法案につきましては、準備ができ次第、国会に法案を提出して、国会において御議論をいただくことになるわけであります。

準備に当たりましては、グレイゾーンから武力の行使に関するもので、幅広い法整備を一括して行うという方針であります。具体的に進め方については今後よく検討してまいります。膨大な作業になるため、少し時間がかかる可能性はあります。

これは、まさに、かつて武力攻撃事案法の議論のときに、全体像を示せと、当時、野党からよく、民主党からもそういう御要求もいただきました。今回は、ですから、切れ目のない対応をこのようにやっていくということ、グレイゾーンから武力の行使に至るまで、一応、一括で国会に、そして国民の皆様にもお示しをした方がいいだろう、こう考えておりますが、膨大な作業になるわけでありまして、少し時間がかかる。

しかし、法案作成チームについては、早速立ち上げまして、作業を開始したところでございまして、関係省庁と連携をして、精力的に進めていきたいと考えております。

○高村委員 切れ目のない安保法制の整備でありますから、私も、全体像が国民によくわかるように、一括して出した方がいいと思っております。

それから、十七年前に日米ガイドラインをやったときも、そのガイドラインができてからその翌々年、九九年に、その関連法案を国会で、特別委員会をつくって、大変な議論をして成立させたことがある。そういう例から見ても、ガイドラインができた後に一括して出す方が望ましいのではないかなと私も思うように思っております。

それで、今度、集団的自衛権の一部が許容されるような政府解釈をしたわけでありますが、これは、国連憲章で認められている、世界各国が行使を許されている、近隣諸国でいえば中国も韓国も

北朝鮮も行使を許されている集団的自衛権と同じ程度のもので許容されるということでしょうか、そうでないのでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 今回の閣議決定により憲法上許容されると判断するに至ったものは、新三要件を満たす場合に限定されておりましたが、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るためのやむを得ない自衛の措置に限られているわけであります。

新三要件とは、我が国に対する武力攻撃が発生したとき、または我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、そして必要最小限度の実力行使にとどまるべきこととあります。

新三要件に照らせば、今私が挙げました新三要件を聞いていただいた方には御理解いただけたと思いますが、我が国が取り得る措置には当然おのずから限界があり、国連憲章において各国が行使が認められているのと同様の集団的自衛権の行使が憲法上許容されるわけはありません。

○高村委員 そうすると、近隣諸国である中国あるいは韓国、北朝鮮が許容されている集団的自衛権の行使と同じような行使を我が国が許される、そういうふうにするのであれば憲法改正が必要になる、そういうふうには考えていいですか。

○安倍内閣総理大臣 今般の閣議決定においては、政府は、新三要件を満たす場合には、我が国に対する武力攻撃がなくとも、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要必要最小限度の自衛の措置として武力の行使が憲法上許容されると判断するに至ったわけでございまして。

そこで、先ほど挙げた三要件があるわけでございまして。これは、我が国を取り巻く安全保障環境が客観的に大きく変化をし、一層厳しさを増しているという現実を踏まえて、従来の憲法解釈との

法理的整合性と法的安定性を維持し、従来の政府見解、これは昭和四十七年の政府見解、先ほど紹介いたしました政府見解であります。先ほど紹介した九条の解釈の基本的な論理を何ら変更することなく、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために合理的な当てはめの結果として導き出されたものであります。

世界各国と同様の集団的自衛権の行使を認めるなど、憲法第九条の解釈に関する従来の政府見解の基本的な論理を超えて武力の行使が認められるとするような解釈を現憲法のもとで採用することはこれは困難であり、その場合には憲法改正が必要になると考えております。

○高村委員 日米同盟についてお伺いしたいんですが、かつては、アメリカが世界の警察官、日本もアメリカに全て日本の安全を任せおけばいい、こういう感じであったわけでありますが、今の状況において、アメリカに全て任せておいていい、こういうような状況なんですか。

○岸田内閣総理大臣 国際社会における各国の相対的影響力、これは絶えず変化はしておりますが、米国の場合、その軍事力、経済力に加えて、民主主義、資本主義といった基本的な価値観、さらには文化、芸術等のソフトパワー、そういったものも考えますときに、依然、世界最大の総合的な国力を持つ国であると認識をしております。

しかし、その米国であっても、宇宙ですとかサイバーですとか、容易に国境を越える脅威が登場している現状においては、一国のみでは平和は守れない。今や、一国のみでは国際社会の平和や安定やそして繁栄を守ることができない、これが国際社会の共通認識になっていまして考えております。

ことし四月の日米首脳会談におきましても、地域の平和と安定のために日米はしっかりと協力をし、この点を確認いたしました。我が国の積極的平和主義という政策、そして米国のリバランス政策、この意義を確認し、今後とも日米が地域の平和と安定のために協力していく、これを確認



した次第です。

そして、我が国の平和と安定を守るという観点においては、我が国自身の防衛力をしっかりと維持していくこと、これも大事であります。あわせて、日米同盟の抑止力をしっかりと向上していかなければならないと認識をしております。

今後とも、日米ガイドラインの見直し等、日米安保体制の抑止力、対処力向上に努めなければならぬと認識をしております。

○高村委員 日本は平和と安定を守るため、そのために、日米同盟の中で日本がもっとやるべきことがあるというふうに言われた、こういうふう

に理解をいたします。

それで、アジア太平洋地域における安全保障の変化ということがこの閣議決定の中にも書いてあるんですが、具体的に教えてください。

○岸田閣議大臣 憲法の施行から六十七年たつていますが、その間、我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容し、そして近年一層厳しさを増しているという認識をしております。

例えば、大量破壊兵器あるいは弾道ミサイル等の軍事技術の高度化、拡散のもとで、アジアにおいては、北朝鮮が日本の大部分をノドンミサイルの射程内に入れております。また、最近も弾道ミサイルの発射を繰り返しております。また、核開発も

続けています。

さらには、アジアにおきましても、中国、インド等の新興国の台頭によりまして、グローバルなパワーバランスが変化をしております。また、国際テロの脅威も高まっておりますし、海洋、宇宙、サイバー、こういったものへのアクセスを妨げるリスクも深刻化しております。

こういったことですので、先ほど申し上げましたように、どの国も一国のみで平和を守ることができない。我が国としましては、抑止力の向上、そして国際社会に対する貢献、こういったものにつまみとして一層努力をしていかなければならない、このように認識をしております。

○高村委員 北朝鮮は核やミサイルを開発してい

る、ノドンは日本列島の全てを射程に入れてい、推定によれば二百発か三百発がある、こういうような状況だと思っておりますが、抑止力というのは、相手がしっかりとこちらの抑止力を理解してはならないと抑止力にならないですね。もし日本を攻撃したらアメリカが相手をとたき潰すぞ、こういうことをはつきり理解してこそ抑止力なんです。日本が攻撃を受けて、その後でたたく潰して

くても、これは、二弾目、三弾目の攻撃を受け

ないという意味ではそれなりの抑止力はあるかもしれないけれども、全面的な意味での抑止力にならない。相手によく、日米同盟は緊密であるぞと

発信をしないといけないわけでありまして、そういう意味で、これからさらに、日米同盟が緊密である、こういう状況をつくっていくかなければいけない、こういうふうな思いをしております。

○安倍内閣総理大臣 日本と中国の関係を考えて

ば、まず、日中関係というのは最も大切な二国間関係の一つであります。

日本は、中国に多くのものを輸出し、利益を上げておりますし、また投資をして利益も上げてい

ます。一方、中国側から見れば、日本にしかできない資本財、中間財を輸入して、それを加工して欧米に輸出して大きな利益を上げています。また、日本の投資によって大きな雇用を生み出しています。いわば切っても切れない関係と言え

ます。この切っても切れない関係であることをお互いに認識しながら、一つの、隣国であれば必ず何か問題が起こってくる、だからこそ、そうした問題が起こったとしても、そうした関係を認識しながら、全体をコントロールしながら関係を維持していく、これが戦略的互恵関係の原則と申すも

いいんだけれう、このように思うわけでありまして、この戦略的互恵関係の中にあって、現在でも日本から多くの経済人の方々が中国を訪れ、投資を行って、また観光客も中国を訪れ、また多くの観光客が日本を訪れていただいております。これと申すに、昨年よりも数割、中国からの観光客がふえているという状況であります。これは日本の地域にとってもいいことであらう、このように思います。

○高村委員 相手があることですから大変だと思

います。日中関係がよくなるようにこちらもさらなる努力をしていただきたい、こういうふうに思いま

す。

近隣有事、例えば朝鮮半島の有事のような場合、ほっておけば日本に火の粉が飛んでくる、そういう状況の中でアメリカが日米安保条約に従って活動しているときに、日本がそのアメリカを全

すから、アメリカの世論は、その後、日本が侵略された後にアメリカが日本を助ける、アメリカの青年の血を流して日本を助けるというのを許さないというところは十二分に考えられることであるが、総理はその点、もう少し具体的に私よりうまく説明できると思っておりますので、説明していただきたいと思

います。

○安倍内閣総理大臣 もちろん、我が国は日米安保条約のもとでの米国のコミットメントを全面的に信頼をしておりますし、四月にオバマ大統領が来日をされた際にも、尖閣を含め、我が国の施政下にある地域について、安保条約の第五条、これはまさにアメリカが防衛義務を負っているものであります。適用対象にするということも明言していただきました。

同時に、しかし、同盟関係というのは、今、高村さんがおっしゃったようにお互いの信頼のきずな、そしてその信頼のきずなを支えるのは、民主主義国家でありますから、国民と言ってもいいんだけれう、こう思うわけでありまして、先ほど申し上げましたように、信頼しているということ

を前提で申し上げれば、日本有事の際に米国の兵士が日本を守るために命を危険にさらす、このコミットメントは非常に大きなことでもあります。

国民の支持が必要だと言ったのは、こうしたアメリカの若い兵士たちにも愛する人たちがいるわけでありまして、大切な家族があるでしょう。そういう皆さんが、自分にとっては大切な人が日本のために命をささすというところについては理解がなければ、それはこの日米の同盟関係が有効に能力を発揮するかどうかというところについて、しっかりと我々の側も考えていく必要があるんだけれう、このように思うわけでありまして、この若い兵士が命を危険にさらすコミットメントは非常に大きなことである。義務を果たすことは同盟の信頼に

とって重要であります。

また、その中において、日本がその能力があるのに相手を助けなくていいの、しかも、その事態は日本に及んでくる事態であり、そのために展



本的に変更し、変化し続けている状況が踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であつたとしても、その目的、規模、態様等によつては、我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得る。このように閣議決定で記されているわけでございしますが、ここで言う、安全保障環境が根本的に変容している、こういう認識をされているわけですね、総理のこのところの御認識をまずお伺いしたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 今回の閣議決定における基本的な認識は、我が国を取り巻く安全保障環境が大きく変わつて、敵しさを増しているということでありまして、

例えば、大量破壊兵器や弾道ミサイル等の軍事技術が高度化している、そして拡散しているという中において、例えば北朝鮮はミサイルの技術を高め、先般も、昨日もミサイルを発射したということになるわけであります、ノドンミサイルの射程は日本を全て範囲の中に入れていたということでありまして、また核開発も進んでいる。さらに、グローバルなパワーバランスの変化があります。国際テロの脅威など、海洋、宇宙、サイバー空間へのアクセスを妨げるリスクも深刻化をされているわけでありまして。

例えば、米軍と自衛隊の関係を見ても、一九四五年、日本が敗戦、進駐軍を受け入れた段階において、米軍の総数は千二百万人で、進駐軍の米軍は四十万人、自衛隊はもろんゼロであります。そして、自衛隊が創設された段階で、一九五二年、日本が独立を取り戻した段階で、米軍は総数は三百三十万人、そして駐留の米軍が二十六万人いて、自衛隊は十一万人だったわけでありまして、二〇一二年は、米軍三百三十万人だったものが百三十七万人になって、在日米軍二十六万人だったものが五万五千人になって、そして自衛隊は一方、十一万八千人から二十四・七万人になって、いるということでありまして。

その中において、自衛隊がしっかりと自衛隊の役割を果たしながら、米軍と一足す一を、足して

二にすることによつて抑止力はより強化されていくわけでありまして、一足す一が、足して二になつていないのではないかと、そういう考え方を他の国に与えることによつて、これは抑止力としての効果は下がってくる危険性もあるわけでありまして、

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたサイバー攻撃にもさらされているわけでありまして、こうしたものは同時に国境を越えていく中において、もはやどの国も一国のみで自衛を守ることができないという中におきまして、私たちが、我が国の国民の命と幸せな暮らしを守り抜くその責任の中におきまして、切れ目のない対応を可能とする法整備は急務である、このように判断をしたところでございまして、抑止力の向上と地域及び国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献をしていくことを通じて、我が国の平和と安全を二層構えの形で確保していきたい、その観点から、与党で御議論をいただき、閣議決定を行ったところでございまして。

○北側委員 我が国の防衛というのは、我が国の自衛隊と、そして日米安保条約に基づいて我が国に駐留する米軍、この二つの実力組織によつて我が国防衛を果たしていく、これが基本の考えでございますね。

今総理のおっしゃった、安全保障環境が大きく変化する中で、我が国防衛のための日米防衛協力体制をより実効性のあるものに、また信頼性のあるものにしていくことが私は今一番大事なことなんだらうというふうに思っております。

この問題につきましては、後で具体的に安全保障上の必要性についてぜひ議論をさせていただきたいと思っておりますので、その中でまた改めて総理と議論をさせていただきたいというふうに思っております。

そこで、今回のこの問題というのは、安全保障上の必要性がどこにあるのかという問題と、もう一方で、憲法九条に関するこれまでの政府解釈が、ありまして、それとの整合性がちゃんと図られてい

るのかという問題と、この二つの問題があるんですね。

そこで、きょうは内閣法制局長官に来ていただいておりますので、私は、その辺の整合性の問題について、憲法の審人でございます内閣法制局長官の答弁をぜひいただきたいというふうに思っております。

憲法九条のもとで、一体、自衛の措置というのはどこまで認められるんだということなんですけれども、これは憲法九条には書いてないんですけれども、自衛の措置がどこまでできるんだというのを書いてないんです。一項で戦争の放棄、二項で戦力の不保持を定めております。自衛の措置がどこまでできるかというのには何も書いてないわけ

九条のもとで自衛のための武力の行使がどのような要件のもとで許されるのかということと、この憲法九条解釈について厳密な議論をしてきたのはまさしくこの場合なんです。この国会、そして政府側との長年のやりとりの中で、この九条の解釈というのはつくられてまいりました。最高裁判所も、残念ながら、この問題については直接判断をしておりません。

よく出されます昭和三十四年の砂川判決なんですけれども、砂川判決で言っておりますのは、「自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のこと」と少しは融れてはいるんですが、どこまで許されるのかという肝心なことについては言っていないんですね。

長年の数多くの政府の答弁、この第一委員室でされたと思うんですね。政府の答弁があります。当時の総理、当時の内閣法制局長官、外務大臣、防衛大臣等々がずっと答弁をしてくださるわけ

でございますけれども、この中で極めて論理的に答弁をされている最初の政府見解というのが、先ほども話題に出しておりました、一九七二年、昭和四十七年十月に参議院決算委員会に提出された、内閣

法制局作成の「集団的自衛権と憲法との関係」という資料でございます。もう四十年前以上に国会に提出されたものでございまして、

委員の答弁には、お手元にこの七二年見解について配っておりますが、二枚の非常に簡潔な資料でございます。これは、二枚なんです。三つの段落そして六つの文から構成をされております。

第一段落の冒頭では、いわゆる集団的自衛権とは何かということについて記述をしておるわけでございます。冒頭言っておりますのは、「国際法上、国家は、いわゆる集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻止することが正当化されるといふ地位を有している」と集団的自衛権の定義をまず冒頭でしております。

そして第三段落、ここが一番ポイントなんです。その末尾のところで結論を書いておりました、その結論というのは、「いわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」、こう言っているわけでございます。

この七二年見解のポイントは第三段落の部分にあります。第三段落は三つの文章から構成されているんですが、パネルで少し用意をさせていただきます。

この七二年見解のポイントを、まず長官、お話をさせていただきます。この七二年見解のポイントは、憲法九条のもとにおいて例外的に許される武力の行使についての考え方を詳細に述べたものであり、その後の政府の説明も、ここで示された考え方に基づくものでございまして、

そこで、この昭和四十七年の政府見解でございますけれども、お示ししたパネルのとおりでございます。まず一つ目として、憲法は、第九条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において、全世界の国民が、平和のうちに生存する権利を有する

ことを確認し、また、第十三条において、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、国政の上で、最大の尊重を必要とする旨定められていることからも、我が国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄してはならないことは明らかであつて、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは到底解されないとしております。

この部分は、御指摘のありました砂川事件の最高裁判決の、「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない」という判示と軌を一にするものと理解されます。

次に、二番目でござりますが、しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右に言う自衛のための措置を無制限に認めているとは解されないであつて、それは、あくまで外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて許容されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためにとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものであるとして、このような極限的な場合に限り例外的に自衛のための武力の行使は許されるという基本となる論理を示しております。

三つ目でござりますが、その上で、結論として、そうだとすれば、我が憲法のもとで武力の行使を行うことが許されるのは、我が国に対する急迫不正の侵害に対処する場合に限られるのであつて、したがつて、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないと旨わざるを得ないとして、さきの基本論理に当てはまる極限的な場合としては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという見解が述べられております。

のと理解されます。  
○北側委員 数ある政府見解、九条に関する政府見解の中の、この四十七年、一九七二年見解というものは、ベースになるものだというふうに私は理解をしております。

問題は、当然、我々国会にいる者は、これまでの政府見解というものを尊重しなければなりません。具体的には、これまでの政府見解のベースになつております、今長官からお話しいただいた七二年見解と整合性を図つていかないといけないというふうなふうに思つております。

そこで、今回の閣議決定の中の自衛権行使の三要件、新しい三要件について閣議決定の中には記されております。憲法九条のもとで許容される自衛の措置として、左側の方が、従来というか、現在の三要件でござります。そして、右の方が、今回の閣議決定で示された新しい三要件になるわけでございます。

どこの違うのかということもまず御説明したいと思つてますが、第一要件のところは、従来は、「我が国に対する急迫不正の侵害があること」というだけだったんですが、今回、新しい三要件では、この赤い字でござりますけれども、それだけに限らず、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」というのが第一要件に新たに入つてまいりました。

さらに、第二要件も少し違つておりました。第二要件は、従来は、「これを排除するために他の適当な手段がないこと」としか言つていなかったんですが、間に、「我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないとき」というふうに入つておるわけです。

第三要件は同じでございます。先ほど説明していただいたこれまでの政府見解のベースであります七二年見解とこの新しい三要件、閣議決定で決められた新しい三要件との間に論理的な整合性がちゃんとあるのか、確保されて

いるのか、それについて長官の御答弁をお願いしたいと思つております。

○横島政府参考人 今般の閣議決定は、憲法第九条のもとでも例外的に自衛のための武力の行使が許される場合があるという昭和四十七年の政府見解の基本論理を維持し、その考え方を前提として、これに当てはまる極限的な場合に我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるとしてきたこれまでの認識を改め、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合もこれに当たるとしたものであり、その限りにおいて、結論の一部が変わるものでござりますが、昭和四十七年の政府見解の基本論理と整合するものであると考えております。

○北側委員 この新しい三要件というのは、総理、今回の閣議決定の中の、九条のもとで許される自衛の措置の中の、一番肝要な部分がこの新しい要件になるわけでございます。

これは、当然のこととして、我が国が例外的に憲法九条のもとで武力の行使が許されるその要件を定めていくわけでございますので、今後検討をされてくる法案、法整備の中で、きつちりこの新しい要件というのは、条項を条文の中に書き込まれるものだと私は認識をしております。長官、いかがですか。

○横島政府参考人 今般の閣議決定を受けて、具体的にどのような法整備を行うかについては、内閣官房を中心に検討が開始されたところであると承知しております。

具体的な法整備の検討はこれからでございますが、新しい三要件は、御指摘のとおり、憲法上許容される武力の行使の要件そのものでござりますので、実際の自衛隊の行動の法的根拠となる自衛隊法等の中にその趣旨を過不足なく規定すべきものと考えております。

○北側委員 それでは、もう少し憲法論の話をさせてもらいたいんですが、この新しい三要件で一つポイントのところは、他国に対する武力攻撃が発生して、これにより、この後ですね、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合、ここを定めていくわけですね。単に、密接な他国に武力攻撃があつたというだけじゃだめなんですか。これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合でなければ、自衛の措置は許されないとござります。

そこで、ここが非常に大事なところだと思つてますが、この根底から覆される、国民のこれらの権利が根底から覆されるとは、どんな状況をいうのか。また、明白な危険があると言つては、防衛法制の中には、この明白な危険というのが六カ所が使われているんですけど、この明白な危険があるという言葉がどういう事態を指しているのか、どんな要素からそれが判断されるのか、そこを長官に、ぜひこれはきつちり答弁していただかないと思つております。

よく、要件が曖昧で時の政府が恣意的に判断するのではないかと、そういう御批判もあるわけでございます。まして、ここは長官、しつかり明確な答弁をぜひお願いしたいと思います。

○横島政府参考人 先ほどお答えしたとおり、新しい三要件は、昭和四十七年の政府見解における基本論理を維持し、その考え方を前提としたものであり、御指摘の「他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」という部分は、昭和四十七年の政府見解の「外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される」という急迫、不正の事態」に対応するものでござります。

これまで、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみが、昭和四十七年の政府見解に言う「外国の武力攻撃によつて国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される」といふ急

迫、不正の事態」に対応するものでござります。

迫、不正の事態に当たると解してきたということとを踏まえると、第一要件の「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」とは、他国に対する武力攻撃が発生した場合において、そのままだでは、すなわち、その状況のもと、国家としてのまさに究極の手段である武力を用いた対処をしなければ、国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかなる状況であるということと解されま

す。いかなる事態がこれに該当するかは、個別具体的な状況に即して判断すべきものであり、あらかじめ定型的、類型的にお答えすることは困難であります。いざにせよ、この要件に該当するかどうかについては、実際に他国に対する武力攻撃が発生した場合において、事態の個別具体的な状況に即して、主に攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、その規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断することになります。

なお、明白な危険というのは、その危険が明白であること、すなわち、単なる主観的な判断や推測等ではなく、客観的かつ合理的に疑いなく認められることであることと解されます。○北側委員 今の御答弁、非常に大事な御答弁になると思っています。今長官は口頭でしゃべられたので、なかなかさつと意味を理解するのは難しいかもしれないんですが、今おっしゃったのは、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかとおっしゃっているんです。また、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむることとなる犠牲の深刻性、重大性などを客観的に判断していただくというふうにおっしゃって、今の御答弁は、政府の恣意的な判断が入る余地はないということですね。そういうことで理解をしたいというふうにも思っております。

次に、この第二要件なんです。この第二要件も、新たに「我が国の存立を全うし、国民を守るために」という言葉が入りました。なぜ、今の三要件と比べてこのような要件が入ったのか。これを私は重い意味があると思っております。同じ閣議決定の中で「この二要件のうちが第一の武力の行使には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため」との第二要件の言葉をそのまま言っているんですが、「すなわち、我が国を助けるため」ということを得ない自衛の措置として初めて許容される」と。

これは何を言っているかというところ、専ら他国の防衛を目的とした自衛の措置はできませんよ、あくまでも自国の防衛のための、そういう目的を持つた自衛の措置に限られますよ、それもやむを得ない場合に限られますよということも言っている要件だと私は理解をしますが、長官、いかがですか。○横田政府参考人 第二要件におきましては、このたび、第一要件で他国に対する武力攻撃の発生を契機とするものが加わったことから、これまでを、単に、これを排除するために他の適当な手段がないこととしていたのを改め、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこととし、他国に対する武力攻撃の発生を契機とする武力の行使についても、あくまでも我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置に限られ、当該他国に対する武力攻撃の排除それ自体を目的とするものではないということも明らかにしているものと考えております。

○北側委員 他国に対する武力攻撃の排除それ自体を目的とするものは入らないんだという御答弁でございました。そうしたことば許されないと御答弁でございました。次に、この新しい三要件というのは、先ほどの四十七年見解、七二年見解がございまして、この七二年見解は、集団的自衛権という言葉を四回使

われていました。そのうち三回までは、いわゆる集団的自衛権と言っているんです。もう一回が右の集団的自衛権と言っています。全て形容詞がついているんです。いわゆる集団的自衛権。この三つの、先ほどの新しい三要件は、四十七年見解に言っている、いわゆる集団的自衛権の行使を認めたものかどうか。これはいかがですか、長官。○横田政府参考人 昭和四十七年見解における、御指摘のいわゆる集団的自衛権は、まさに集団的自衛権全般を指しているものと考えます。その意味で、丸ごとの集団的自衛権を認めたものではないという点においては今回も変わっておりません。

今般の閣議決定は、国際法上、集団的自衛権の行使が認められる場合の全てについてその行使を認めるものではなく、新三要件のもと、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として、一部限定された場合において、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力の行使を認めるにとどまるものでございします。このような、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置としての武力の行使は、閣議決定にございまして、「国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある」ということとございします。

しかしながら、それ以外の、自国防衛と重ならない、他国防衛のために武力を行使することができるとして観念される、いわゆるこの先ほどの七二年見解とびつたり同じであるかどうかはあれですが、そのように観念される、いわゆる集団的自衛権の行使を認めるものではございしません。○北側委員 先ほど高村副総裁もおっしゃってございましたが、国連憲章五十一條に言う集団的自衛権、フルサイズの集団的自衛権の行使を認めたものではないですね。他国防衛のみを目的としたそのような自衛の措置をとることは、憲法九条か

ら、これは禁止をされているわけではございまして、それは今も変わりはないということと理解をしております。さらに、今回の閣議決定の中で「この二要件があるんですね。四十七年見解、七二年見解をずっと示した後に、この基本的な論理は、憲法九条のもとでは今後とも維持されなければならない。この基本的な論理というものは、憲法九条のもとでは今後とも維持されなければならない」というふうにも言っているわけではございします。

今回の閣議決定は、憲法の解釈の一部の見直しではございしますが、そもそもこの憲法九条の規範、歯どめと言ってもいいかもしれない、憲法九条の規範は維持されているんですかね、この新しい三要件のもとで、今回の閣議決定というのは、憲法九条のこれまでの規範というものを維持しているのかどうか。また、先ほど申し上げた閣議決定で、この基本的論理は、憲法九条のもとでは今後とも維持されねばならないと言っているのとおり、憲法九条のものを今回明らかにしたものでございまして、いわゆる今般の閣議決定の行使を容認することは、これは解釈ではできない、憲法の改正でしかできないというふうにも言っている部分だと思っております。長官、いかがですか。

○横田政府参考人 今般の閣議決定は、平和主義を具体化した規定でございまして憲法九条のもとでも、極限の場合に限っては例外的に自衛のための武力の行使が許されるという、先ほど御紹介もございました昭和四十七年の政府見解の基本的論理を維持し、その考え方を前提としたものでございします。

その意味で、これまでの憲法九条をめぐる議論と整合する合理的な解釈の範囲内のものであり、憲法の基本原則である平和主義をいささかも変更するものではないと考えております。その意味で、昭和四十七年の政府見解の基本論

理を維持し、今回の閣議決定に至つたわけでございます。示されませんでした新三要件を越える、それに該当しないような武力の行使については、現行の憲法第九条の解釈によつてはこれを行使するということに認めざるは困難であると考えておりました。そこにも及ぶ場合には憲法改正が必要であらうと考えております。

○北側委員 憲法解釈の點で、なかなかテレビをこらんになられている国民の皆様からはわかりにくいところもあつたと思つて、きょうの長官の御答弁は、今後、法整備をしていくに当たりまして基本となる答弁をしていただいているわけでございます。私は、非常に重要な意味を持つてゐると思つておられます。

そこで、総理、安全保障上の具体的な必要性にたいし、もう少し立ち入つて議論をさせていただきたいと思つておられます。

我が国の防衛のために現に行動している米艦の防護、この例を通して議論をさせていただきたいと思つておられます。

日本の周辺で日本の防衛のために現に活動している米国の船、米艦を日本の自衛隊が防護できるのかという議論があるんですね。これは、実を言いますと、国会でこれまで何度も議論されてきた経過がございます。

ちよつとパネルを用意させていただきました。私がつくつたこの絵は、平時、平時ですね、平時から周辺事態。近隣有事。近隣有事というのが、周辺事態の中の近隣で武力紛争が起つた場合と意味で、この近隣有事。そして、我が国有事というものは、我が国に対する武力攻撃が開始された場合ですね。我が国有事。事態の深刻性が変化していく、その程度に応じて少し議論をさせていただきます。

この絵の中で、これまでの国会の議論の中で、はつきりしているのが二つあるんですね。それは、⑤というものは、我が国に対する武力攻撃の開始があつた、その場合に、例えば公海上に在る米艦、これは当然守れますよ、これは個別的自衛権

の範囲内として守れますよと書いてあります。……(発言する者あり)いやいや、下の場合なんです。我が国に対する武力攻撃が発生、我が国防衛のために行動する公海上の米艦であつても、日本海上に在る近海の米艦であつても、それは個別的自衛権で対処できる。さらに、我が国の領海に在る米艦への攻撃は、そのものが我が国への武力攻撃の着手ということ、個別的自衛権で対処できる。⑥は、従来、国会で答弁されているんですね。

それから、一番上、これは平時の場合ですが、自衛隊の武器等防護。自衛隊法九十五条に、自衛隊の保有している武器等を守るために、限定的に武器の使用ができるよという規定が今あります。例えば、自衛隊の船と米艦船が並走している、こんな場合は、仮にそこに突力の行使、何らかの攻撃があつた場合には、この九十五条を適用して、反射的效果で米艦を守れますよと、これも答弁でまじり書つておられます。

ところが、ほかのところは、法律がないか、未整備か、もしくは不明確なんですね。どういふ判断なのかというのが不明確なところなんです。例えば、平時から周辺事態にわたる部分、事態の状況のときに、また、我が国に対しては武力攻撃がありません、その場合に、自衛隊と連携して我が国防衛に資する活動を行つておられる米艦船の防護をできないのかどうか、これは法律がないんですね。

自衛隊法九十五条というのは、自衛隊の保有する武器を守るためにしか武器の使用はできませんので、こういう、我が国のために、まさしく防衛に資する活動を現に行つておられる米艦について、何らかの、武力攻撃に至らない、そういう実力行使があつた場合に、自衛隊は守ることができると状況であつたとして、その場合に守れないということになつておられます。

今回の閣議決定では、この武力攻撃に至らない事態、いわゆるグレーゾーンの部分のところで、ここに、自衛隊法九十五条と同様の規定を

検討しようじゃないか、整備しようじゃないかというところで、これからまさしく政府部内で検討されていくんですが、そのような場合には、極めて受動的かつ限定的な必要最小限の武器使用を自衛隊に認めていこう、これは新しい法制が必要なんですよ、これをやつていこうというのを決めたわけでございます。これは、あくまで広い意味での警察権の範囲の問題です。自衛の措置の問題ではありませんが、そういうことをやつていこうということを決めました。ここで一つ法整備をやる。

問題は、この部分なんですけれども、我が国に対しては武力攻撃の開始がまだない、でも、一方で、日本近海、日本海で我が国防衛のために自衛隊と連携しながら、例えば警戒監視活動をしていこう、そういうアメリカの艦船に対して武力攻撃があつた場合、先ほどの武力攻撃に至らない事態です、武力攻撃があつた場合に、これはどうなんだという議論が、国会で何度も議論されておられます。

何度も議論されて、どういふ答弁をされるのかというと、これは④のところですね、個別具体的な事実関係によつては、公海上に在る米艦への攻撃が我が国への攻撃の着手と認められる。公海上の米艦への攻撃が、それを捉えて我が国に対する武力の攻撃の着手になる場合も、個別具体的な事実関係によつてはあるよという答弁が何度かされておられます。たしか福田官房長官の答弁にもそういう答弁があつたと思つておられます。

ただ、この個別具体的な事実関係というのは、どんな場合なのかということについては、必ずしも明らかじゃないんですね。確かなら、その攻撃を捉えて、攻撃国の意思とか能力がきちんと明示されていまして、意思なんか明示されていまして、もうこれが、米艦に対する攻撃がまさしく我が国に対する攻撃だということに明らかに見られる場合もあるでしょう。また、その攻撃時点というのは、情報が全てあるわけじゃないですね。後々になつてみて、あのときの米艦

への攻撃というのは、振り返つてみれば、情報を総合すると、やはり我が国に対する攻撃の開始だつたねと評価される場合もあるでしょう。ただ、場合によつては、その辺の判断がなかなか容易ではない場合もあるかもしれないわけですね。しかし、問題は、自衛隊と一緒にいまして我が国防衛のための活動をして、米艦船に対して武力攻撃があつた場合に、自衛隊が守れるというのが前提ですけれども、自衛隊が守れるにもかかわらず守れないというのは、これはやはり日米防衛協力の体制の基礎を大きく損なつてしまふんじゃないかという意味で、これはやはり安全保障上の必要性はあるのではないかと、私は私には考えたんです。

総理、いかがでしょうか。○安倍内閣総理大臣 北側委員に大変わかりやすく説明をさせていただいたと思つておられます。私も、日本を守るために平時において協力している米艦の艦船に対する攻撃を我々がとめることができなければ、これは日米の同盟関係、いわばきずな、信頼に大きな影響が、場合によつては致命的な影響力を及ぼすかもしれないわけでありまして。だからこそ、委員が示されたような切れ目のない対応をとれるようにしなければならぬ。

もう既に個別的自衛権として区分されているもの、かつ、もう法整備ができておられるもの。そして、警察権の対応として、いわばグレーゾーンとしての対応において、既に九十五条としてあるもの。あるいは、憲法上は今まではできると解釈していただけたけれども、また法律ができていない、ですから、まさに今回の閣議決定によつてこれをちゃんと埋めていこうとするもの。

そして、この真ん中のすき間として示していただいたところについては、これは三要件がかわるわけでありまして、三要件を満す中において、この中において、米艦をいわば防護するということをやることによつて一切すき間がなくなつてくるわけでございます。いわば平時において

も、平時といつてもいろいろな段階があるわけでありまして、だんだんこれは日本に対する攻撃が起るかもしれないという中における平時、武力攻撃は起つていないけれどもという中において、日本の近海で日本を守るために活動している米艦と、日本の一帯に活動している自衛隊の船が、そこで初めて共同で日本をしっかりと守ることになる、いわば一足す一は二、あるいは二以上の効果をもたらすことになっていくんだらう、このように思います。

そして、先ほどおっしゃったように、この⑥の中において、事実上の着手と認められるというのは、これはなかなか、もちろん法制局がそう答弁をしております、そういう状況はあるかもしれないが、それは非常に限られるでしょうし、例えば、既に接続水域に入つていて領海に相当近いか、そういう条件が、恐らく、客観的に重要なっていかないと、この事案、この⑥のところには入れ込むことができないかもしれない。

どちらにしても、そうすく、いつも起るわけではありませんが、何十年に一回かもしれないけれども、起るものにはしっかりと備えていくことによつて、日米のきずなはより強くなり、そうした事態を結果として防ぐことにつながっていく、このように思います。

○北側委員 冒頭申し上げましたように、我が国の防衛というのは、我が国自衛隊と、そして日米安保条約に基づいて我が国に駐留する米軍、この二つの実力組織によつて我が国の安全を確保していくのが基本でございます。その米軍が我が国の防衛のために行動して、そこで何らかの攻撃を受けた場合に、やはり自衛隊が排除する必要があります、これはあると思います。ただし、今、総理がおっしゃっていただいたとおり、新三要件のもとという、憲法の枠内でしかできませんから、新しい三つの要件のもとでできる場合はしっかりと果たしていかう。

の切れ目のない法整備ができるわけでございまして、こんなことは起らない方がいいに決まっています。国民を守るための万全の備えをしていくということがやはり大切であるんだと思っております。

また、冒頭申し上げたとおり、一番大事なことは、我が国防衛のための日米協力の実効性、信頼性、これを一層確保するとともに、平素からこれ日米間の緊密な連携ができるようになると思っております。そのことの方が私は非常に大事だと思っております。そのことによつて、まさしく我が国を守る抑止力が向上してくるんだというふうに私は理解しております。

○安倍内閣総理大臣 もちろん、今、北側委員が指摘されたように、こんなことは起らない方がいいわけでありまして、こういうことを考えるのは、こういうことを起すためではなくて、こうした事態を防ぐためにこそ我々は閣議決定を行っている、備えをし、そして、結果としてそういうことを起さないということでありまして、このように切れ目のない日米の協力体制ができるといふことは、米国の日本に対する、いわば現場においてもそうなんです。信頼関係はより強固になるわけであります。事前にさまざまな活動を行つていく上においても、日本側にももつてしっかりと情報を提供しながら、この地域あるいは日本を守るためにさまざまな活動をしていくこと、いわばよりそういう機運は高まっていますし、米側からも、今回の閣議決定によつて日米関係は強化されていくことになる、こういうコメントをいただいているところでございまして。

○北側委員 今回の閣議決定の後、さまざまな御批判をいただいております。たくさんあるんですけれども、例えば、これまで日本が守つてきた専守防衛というものが維持されていないんじゃないのか、海外での武力行使をしないと云つていたのが、そういう国は、平和主義の国ですけれども、これを要したんじゃないのか、海外派兵は許されてしまふのではないのか、このような御批判が出ております。

が、そういう国は、平和主義の国ですけれども、これを要したんじゃないのか、海外派兵は許されてしまふのではないのか、このような御批判が出ております。

○安倍内閣総理大臣 今回の閣議決定においても、憲法第九条のもとで許容されるものは、あくまでも国民の命と平和な暮らしを守るため、必要最小限の自衛の措置としての武力行使のみであります。したがって、我が国または我が国と密接な関係にある他国への武力攻撃の発生がまず大前提であります。また、他国を防衛すること自体を目的とするものではありません。

このように、引き続き、憲法の精神にのっとり、た受動的な防衛戦略の姿勢であることに変わりはないわけでありまして、政府として、我が国の防衛の基本的な方針として、専守防衛を維持していくことに変わりはありません。

○北側委員 少し話ばかりですが、やはり紛争が起らないように未然に防止していくような取り組み、今、尖閣周辺で日本の海上保安庁の皆さんは本当に頑張ってくれております。海保の皆さんと中国の公船とが対峙しているわけですね。こういうときに、それがエスカレートしないということがとても大事なことで、だから、警察機関同士だから、私は、それは非常に、そこでエスカレートしないという一つの役割を果たしてくれていると思うんですが、例えば、海上保安庁と中国の公船との間で、やはり一定の信頼関係を、ルールといいますかそういうものがあるというのがとても大事、そういう信頼を醸成していくようなシステムというのをつくっていくことがとても大事

だと思つておられます。私は中国側も問題意識を持つてくれていると思います。

また、平和的解決のための外交的努力というのでもとても大事で、冒頭から話があるのとおり、安全保障環境が厳しくなっている。厳しくない体制をしてから、先ほどのような、すき間のない体制をしていく、万全の体制をしようというところなんです。一方、安全環境を改善していくという外交努力は、やはり不可欠だと思つておられます。

先ほど高村副総裁が質問に立たれましたが、この五月の連休は、日中友好講演で、高村会長を筆頭に、私も参加をさせていただいて中国を訪問させていただきました。岡田さんも御一緒でございまして、超党派で行かせていただきました。中国側の首脳の方々とも会談もさせていただきました。また、さまざまな懇談をさせていただきました。

私は、こういう政治対話というのがとても大事だと思つておられます。二国間というのは重い課題があるのは当然だと思つておられます。それは、歴史的にもずっと昔から隣同士ですから、これは重い課題があるのは当然。重い課題はあつても、お互い主張することは主張し合つても、しかし、こういう対話によつて、うまく二国間の関係をやっていくというふうにするのが、これは結果として東アジア全体の安定にもつながってくる。やはり日中関係というのは極めて大事だと思つておられます。総理も全く同じ御認識だと思つておられます。

○安倍内閣総理大臣 確かに北側委員がおつしゃったように、世界じゅうを見ても、

## 別紙 7

2022年1月20日

東京高等裁判所第12民事部 御中

貴裁判所に係属する令和3年(ネ)2235号安保法制違憲・国家賠償請求控訴事件につき、次の通り、意見を申し述べます。なお、以下で申し述べる意見は——そのうちでも、とくに2.以降は——東京地方裁判所令和元年11月7日判決(平成28年(ワ)第13525号、同39438号、平成29年(ワ)第27132号安保法制違憲・国家賠償請求事件(以下「東京地裁判決」という。))に関するコメントの形をとっております。本件における主要な論点は、同時に、東京地裁判決における主要な論点でもあるからです。

早稲田大学法学学術院法務研究科  
教授 長谷部恭男

東京地裁判決では、①内閣が平成26年7月1日に行った「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定、②平成27年9月19日に国会において可決成立し、平成28年3月29日に施行された「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」及び「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」に係わる内閣による行為(法案の閣議決定及び国会への法案提出)並びに国会による立法行為(以下、①及び②の内閣及び国会による行為を総称して「本件各行為」という。)が憲法9条等に違反するか否かが論点とされている。

以下、本件各行為の違憲性(1.)と本件各行為の国賠法1条1項における違法性(2.)の2点にわたって、東京地裁判決の内容について意見を申し述べる。

### 1. 安保法制の違憲性

原告らの本件各行為の違憲性に関する主張は多岐にわたるが、その核心をなすのは、平成26年7月1日の閣議決定(以下「本件閣議決定」という。)において示された集団的自衛権の「部分的」行使を認める解釈変更の違憲性である。本件閣議決定は、集団的自衛権行使の合憲性を基礎づけようとするその論理において破綻している。しかも自衛隊の活動範囲に関する法的安定性を大きく揺るがすものであるのみならず、日本の安全保障に貢献するか否かささえきわめて疑わしい。

#### (1) 集団的自衛権行使容認の論理破綻

憲法9条の下で武力行使が許されるのは、個別的自衛権の行使、すなわち日本に対する



急迫不正の侵害があり、これを排除するために他の適当な手段がない場合であって、しかもそれも必要最小限度の実力行使に限られるとの政府の憲法解釈は、自衛隊創設以来、平成 26 年 7 月にいたるまで変わることなく維持されてきた。集団的自衛権の行使は典型的な違憲行為であり、憲法 9 条を改正することなくしてはあり得ないことも、繰り返し政府によって表明されてきた<sup>1</sup>。

およそ憲法の基本的役割の一つは、政府の活動し得る範囲を明確に示すことによって、恣意的な権力行使のリスクを抑止し、国民の基本権を保障するとともに社会全体の中長期的な利益（公共の福祉）が侵害されるリスクを極小化することにある。憲法の条文自体が政府の活動範囲を明確に示さないときは、有権解釈がその間隙を埋める。憲法の有権解釈は憲法典そのものと同様、一体として憲法の内容を構成する<sup>2</sup>。このことは、最高裁判所の示す憲法解釈に違背する政府の行為が違憲と評価されることを見れば明らかである。憲法 9 条に関して、内閣法制局を中心として政府が示してきた有権解釈は、その意味で憲法の内容を構成している。

本件閣議決定は、政府の憲法解釈には「論理的整合性」と「法的安定性」が要求されるとし、「論理的整合性」を保つには、従来の政府見解の「基本的な論理の枠内」にあることが求められるとする。それは、当然のことであろう。ところが同閣議決定は、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、「これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」がある場合には、当該他国を防衛するための集団的自衛権の行使も許容されるとしている。平成 27 年 9 月 19 日可決成立した「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」によって、内閣総理大臣が自衛隊に出動を命じることができる場合として、この文言が自衛隊法 76 条 1 項に付け加えられている。

これは、個別的自衛権の行使のみが憲法上、認められるとの従来の政府見解の示すその論拠<sup>3</sup>に基づいて、集団的自衛権の行使が限定的に認められるかのように装うものである。しかし、自国を防衛するための個別的自衛権と、他国を防衛するために他国の要請に応じて武力を行使する集団的自衛権とは、その本質を異にしており、前者のみが許されるとするその

<sup>1</sup> 阪田雅裕編著『政府の憲法解釈』（有斐閣、2013 年）7-80 頁、とくに 54-64 頁参照。そのほか、昭和 56 年 5 月 29 日提出「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問趣意書への政府答弁書、昭和 58 年 2 月 22 日衆議院予算委員会・角田礼次郎内閣法制局長官発言、平成 8 年 2 月 27 日衆議院予算委員会・大森政輔内閣法制局長官発言、平成 15 年 7 月 25 日参議院外交防衛委員会・小泉純一郎内閣総理大臣発言等参照。

<sup>2</sup> John Gardner, 'Can There Be a Written Constitution?' in his *Law as a Leap of Faith* (Oxford University Press 2012) 124 参照。なお、長谷部恭男『憲法の階梯』（有斐閣、2021 年）第 11 章「認定のルールと憲法典の間」201-02 頁をも参照。

<sup>3</sup> 昭和 47 年 10 月 14 日参議院決算委員会「集団的自衛権と憲法との関係」に関する内閣法制局提出資料参照。さらに、木村草太「安保法案のどこに問題があるのか」長谷部恭男編『検証・安保法案——どこが憲法違反か』（有斐閣、2015 年）16-17 頁参照。

論拠が、後者の行使を容認するための論拠となるとはおよそ考えられない<sup>4</sup>。自衛のための必要最小限度内の措置の中に、国際法の観点から見て集団的自衛権として性格づけられる可能性のあるものが存在し得ることが、上記解釈変更を支える理由とされることもあるが、戦争放棄・戦力不保持・交戦権の否認を謳う憲法9条の下で、例外的に武力行使が認められるとする以上、その限界は、あくまで憲法上の観点からこれを論ずれば足りるはずである<sup>5</sup>。

本件閣議決定は、政府の憲法解釈には「論理的整合性」と「法的安定性」が要求されるとしながら、「法的安定性」については、何ら語るどころがない。しかし、ホルムズ海峡での機雷掃海活動が許容されるか否かについて、連立を組む与党の党首（安倍晋三自民党総裁（当時）と山口那津男公明党代表）間でも見解が異なることを見れば<sup>6</sup>、集団的自衛権の行使に関して明確な限界が存在しないことは明らかである。「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」という、いかにも限定的に見える法案の文言と地球の裏側まで自衛隊を派遣しようとする政府の実際の意図との間には、常人の理解を超えた異様な乖離があり、この文言が持つはずの限定的な役割は実際には否定されていると言わざるを得ない。

結局のところ、本件閣議決定の提示する憲法解釈には、「論理的整合性」も「法的安定性」も欠如している。このような破綻した論理にもとづいて、長年にわたりくりかえし政府によって表明され、国民に対する約束としての性格を帯びる、個別的自衛権の行使のみが現在の憲法9条の下で認められるとの有権解釈を本件閣議決定が変動させたことは、明らかに違憲であると言わざるを得ない。

## （2）砂川事件最高裁判決

砂川事件最高裁判決（最大判昭和34年12月16日刑集13巻13号3225頁）を根拠に集団的自衛権の行使が合憲であるとの主張もなされているが、砂川事件で論点とされたのは、日米安全保障条約に基づく駐留米軍の合憲性であった。日本が集団的自衛権を行使し得るか否かは、全く争点となっていない。

<sup>4</sup> たとえば、長谷部編・前掲注(3) 35頁以下の元内閣法制局長官大森政輔氏の発言参照。

<sup>5</sup> 憲法上の自衛権の観念を国際法上の自衛権の観念と合致させる必要がない点については、昭和31年3月9日参議院予算委員会・林修三法制局長官発言参照。

<sup>6</sup> 安倍首相（当時）は、本件閣議決定の際の記者会見において、ホルムズ海峡が封鎖された場合を存立危機事態——我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険のある事態——にあたりと述べたが、山口代表は平成26年12月18日に日本テレビの番組に出演して、そうした場合が存立危機事態にあたることを否定した。さらに、岸田文雄外務大臣（当時）は、平成26年7月14日の衆議院予算委員会において、アメリカ軍に対する攻撃は存立危機事態にあたる可能性が高いと述べたが、一方、横島裕介内閣法制局長官（当時）は、平成26年10月16日の参議院外務防衛委員会にて、米軍への攻撃が日米同盟を揺るがすおそれがあるというだけでは、存立危機事態にはあたらないと述べている。

しばしば引き合いに出される「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のこと」という文言が現れる同判決文の段落は、「憲法9条は、わが国がその平和と安全を維持するために他国に安全保障を求めることを何ら禁ずるものではない」という結論で締めくくられている。この結論を引き出すために、日本は「必要な自衛のための措置をとりうる」ことが述べられているにとどまる。

さらに砂川事件最高裁判決はきわめて特殊で異常な背景のもとに下された判決であった。第一審で駐留米軍が違憲であるとの判決（東京地判昭和34年3月30日判時180号2頁）が下されたのち、駐日米公使が田中耕太郎長官と非公式に接触し、長官から最高裁における審理について報告を受けていたこと等が米国の公文書から明らかになっている<sup>7</sup>。

米国の介入が疑われるという特殊事情を措くとしても、最高裁判決の先例としての価値——つまり、当該先例から引き出される一般法理——は、問題となる判決中の言明がいかなる具体的争点に対してなされた判断であるかを基に定まるものである。砂川事件最高裁判決から集団的自衛権の行使が合憲であるとの結論が導かれるとの主張は、こうした法律学の基本的観念と衝突する<sup>8</sup>。

### （3）説得力を欠く「安全保障環境の変化」論

本件閣議決定は、集団的自衛権の行使が容認される根拠として、「我が国を取り巻く安全保障環境」の変化を持ち出している。しかし、その内容は、「パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等」というきわめて抽象的なものにとどまっており、説得力ある根拠を何ら提示していない。我が国を取り巻く安全保障環境が、現実により厳しく、深刻な方向に変化しているのであれば、限られた我が国の防衛力資源を本件各行為が目指すように地球全体に拡散しようとするのは愚の骨頂である。

世界各地でアメリカに軍事協力することで、日本の安全保障にアメリカがさらにコミットしてくれるとの希望的観測が語られることがある。しかし、アメリカはあくまで日米安全保障条約5条が定める通り、「自国の憲法上の規定及び手続に従って」条約上の義務を果たすにとどまる。本格的な軍事力の行使について、アメリカ合衆国憲法は連邦議会の承認をその条件としている<sup>9</sup>。例えば日本の西端に位置する無人島の領有をめぐる争いに関して、中

<sup>7</sup> 布川玲子=新原昭治編著『砂川事件と田中最高裁長官——米解禁文書が明らかにした日本の司法』（日本評論社、2013年）60-61頁。

<sup>8</sup> なお、憲法9条1項が「侵略戦争」を放棄するものであるとの砂川事件最高裁判決の言明が、「国際紛争を解決する手段として」という同項の文言の根本的誤解にもとづいている点については、後述2. (3)参照。

<sup>9</sup> アメリカ合衆国憲法1篇8節11項。このため、北大西洋条約を含めて安全保障条約一般に自衛執行力はない——相手国が武力攻撃を受けた場合にアメリカに自動的に集団的自衛権を行使する義務が生ずることはない——というのがアメリカ政府の一貫した立場であり、アメリカにおける学界の通説でもある（Laurence Tribe, *American Constitutional*

国との本格的な戦争のリスクをも顧みずに、アメリカが武力を行使しつつ日本を助けられると考えるのは単なる願望思考(wishful thinking)である。いかなる国も、その軍事力を行使するのは、自国の利益に適う場合だけであることを肝に銘じる必要がある。

抑止力の名のもとに日米共同作戦体制を強化しようとするならば、アメリカの援助要請を拒否すれば抑止力の弱体化につながることになるであろう。他方、要請に応じれば我が国が戦争当事国となり、我が国への攻撃が誘発される危険性が高まる。さらに、我が国が抑止力を高めれば、相手側はさらに軍備を増強し、安全保障環境がますます悪化するリスクにも留意する必要がある<sup>10</sup>。

つまるところ、本件閣議決定によって集団的自衛権行使が容認された結果として、日本の安全保障が強化されるとの主張の根拠はきわめて薄弱である。むしろ、1.(1)で述べたように、武力行使発動の基準が曖昧化した結果、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こる」リスクは高まったと考えるべき十分な理由がある。

## 2. 国賠法1条1項における違法性

東京地裁判決は、本件各行為が憲法9条などに違反し、国賠法上違法であるとの原告の主張を採用していない。以下、この点に関する裁判所の判断のうち、人格権および憲法改正・決定権に関して意見を申し述べる。

### (1) 人格権について

東京地裁判決は、本件各行為は立法行為および閣議決定であり、それ自体によって原告らの生命・身体の安全が侵害される具体的危険が発生したものと認めがたいとする。集団的自衛権が実際に発動されあるいはその発動が切迫していることが、客観的かつ具体的に予見される状況でない限り、原告らの生命・身体の安全が侵害される具体的危険が発生したものとはいえないとの判断にもとづくものと考えられる。具体的危険の発生が客観的に予見されない限り権利侵害があるとはいえないとの判断基準は、通常为国賠事件においては適切なものであり、過去の最高裁判例においても同様の判断基準が採用されているものと考えられる(最判平成20年3月6日民集62巻3号665頁〔住基ネット訴訟〕等)。しかしながら、以下で述べる二つの事情から、この判断基準は、本件については適切とは言えない。

第一に、いったん集団的自衛権が実際に発動されあるいはその発動が切迫していることが客観的かつ具体的に予見される状況に立ち至れば、裁判を通じて国賠法上の違法性を認定することは、もはや遅きに失することとなる。違憲性の明白な集団的自衛権行使およびそれに対する他国の対応により、原告らを含むきわめて多くの国民の生命・身体に対して回復困難で、かつ、計り知れない損害が加えられることが必至となる状況に立ち至るまで、裁判

Law vol 1 (3<sup>rd</sup> ed, Foundation Press 2000) 660)。

<sup>10</sup> 2015年を起点とすると、日本の国防費は26%増加したが、中国は約50%増加している(日本経済新聞2021年12月22日付け朝刊)。

所が国の行為の違法性について判断を控えるべきだとすることは、司法権の行使を放棄するに等しく、国民の裁判を受ける権利をないがしろにするものである。国の一連の行為の出発点となる憲法解釈の変更に明白な違憲性が認められ、その結果、いったん政府が具体的な行為をとるならば原告らを含む多くの国民に膨大で甚大かつ不可逆的被害が発生する危険性がある場合には、そうした結果の発生を確実に予測し得ない場合であっても、予防＝事前配慮原則にのっとり、国賠法 1 条 1 項における違法性を認定すべき十分な理由がある。遺伝子工学や環境問題において、発生が不確実ではあるが大規模かつ甚大で不可逆的な損害が発生するリスクに直面した場合と同様の状況である<sup>11</sup>。

第二に、本件において通常の事案より積極的な司法判断が求められることは、前述したように(1. (1))、平成 26 年における政府の解釈変更の結果として、政府がいかなる場合に武力を行使するかが、曖昧模糊とした不確実性を帯びるものとなったことから根拠づけることができる<sup>12</sup>。新たな解釈の下、いかなる場合に武力が行使されるかについて、当時の政府・与党の関係者の間でも見解が区々に分かれたことは前述の通りであり、このため、政府による武力行使が客観的かつ具体的に予見される状況であるか否かを判断することは従前の解釈の下よりもはるかに困難となっている。結果発生の可能性に対して確率を割り当てることもなし得ない不確実性の状況に立ち至っていると言うことができる。自衛権発動の基準が曖昧化したために、原告らを含む国民の権利侵害に関する具体的危険性発生判断自体が困難となっているわけである<sup>13</sup>。

本件各行為によってもたらされた、憲法 9 条をめぐるこうした不確実性を考慮するならば、具体的危険性の発生の有無にこだわるべき理由はないと考えられる。武力行使の発動基準全体が漠然性の瑕疵を帯びるに至ったために結果発生が不確実となった場合には、予防＝事前配慮原則に即して、具体的危険性の発生を待つことなく、出発点となる発動基準の違憲性を正面から問題とし、平和安全法制のうち当該発動基準を取り込んでいる部分の違憲

<sup>11</sup> 損害発生危険の不確実であり、または原因と結果の因果関係が科学的知見によって確定されない場合においても、重大で不可逆的な損害が発生し得るときは、国家による介入を認める予防＝事前配慮原則については多くの文献がある。たとえば中山竜一「リスクと法」橋木俊詔＝長谷部恭男＝今田高俊＝益田茂樹責任編集『リスク学とは何か〔新装増補版〕』（岩波書店、2013 年）106-12 頁、長谷部恭男『憲法の境界』（羽鳥書店、2009 年）98 頁等参照。1972 年の「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」の 1996 年の議定書等、環境法分野の国際条約では予防＝事前配慮原則にもとづく規制がすでに行なわれている。

<sup>12</sup> ジョン・メイナード・ケインズが指摘するように、「不確実 uncertain」であるとは、確率がきわめて小さいことではなく、いかなる確率を割り当てることもできないことを意味する（John Maynard Keynes, *The General Theory of Employment, Interest and Money* (Cambridge University Press 2013 [1936]) 148 n 1; 邦訳『雇用・利子および貨幣の一般理論』塩野谷祐一訳（東洋経済新報社、1983 年 146 頁注 1)）。

<sup>13</sup> 木村・前注(3)17-18 参照。

性を指摘することで、数多くの国民の生命・財産が深刻な危険にさらされるリスクを根源から除去し、政治権力の恣意的な運用を阻止するという最低限の意味での立憲主義を回復することが、司法に求められるのではなかろうか。

## (2) 憲法改正・決定権について

東京地裁判決は、本件各行為により憲法改正手続が潜脱されたこと、および平和安全法制関連 2 法可決が強行されたことが、原告らの憲法改正・決定権の侵害にあたるとの原告らの主張について、憲法 96 条 1 項は、特定の問題に関する憲法改正の発議の有無につき、個々の国民に対し、何らかの権利又は法的利益を保障する趣旨とは解し難いとして、原告らの主張を退けている。

しかしながら、憲法 96 条 1 項は、国会が発議した憲法の改正は国民に提案してその承認を経なければならないとし、この承認には、「特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする」と定めている。憲法が改正されるには、国民の参加する投票の手続を経ることが不可欠である。この条文は、憲法の改正にあたって、改正を承認するか否かの投票に参加する権利を個々の国民に保障しているとするのが素直な理解であろう。

冒頭の 1. (1) で述べたように政府が長年にわたり、繰り返し、憲法 9 条の改正なくしては認められないと強調してきた集団的自衛権の行使を、論理的整合性も法的安定性も無視する一閣議決定によって認めることとした政府の行為は、実質的に考えるならば憲法の改正に匹敵する行為であり、それを国民の参加する承認の手続を経ることなく行うことが憲法 96 条 1 項の保障する国民の権利を侵害することになるとの判断は、これまた素直なものである。本件各行為によって憲法 9 条の条文自体が変更されているわけではないとの指摘は、反論にならない。政府が長年にわたり、繰り返し、条文を変えることなしには許されないとしてきた集団的自衛権の行使を、条文自体を変えることなく、十分な理由の裏付けもなしに認めることとするのは、それ自体、憲法改正手続を潜脱する重大な違憲行為である。

憲法 96 条 1 項の規定のうち、国民による投票の手続を規定する部分を一顧だにせず、もっぱら国会による発議の部分にのみ着目して、同項が個々の国民に対し、何らかの権利又は法的利益を保障する趣旨とは解し難いとする東京地裁判決の論理は、にわかには了解が困難である。原告らの主張に関する根本的な誤解があるのではなかろうか。

政府・国会による本件各行為は、たとえて言うならば、選挙民による投票の手続を経ることなく特定の候補者を当選者としたり、国民審査に付されるべき最高裁判所裁判官を有権者による審査を経ることなく、引き続きその地位にとどまると決することと同様であって、個々の国民に憲法上保障された権利を明らかに侵害している。最高裁の先例になぞらえて言うならば（最大判平成 17 年 9 月 14 日民集 59 卷 7 号 2087 頁〔在外邦人選挙権訴訟〕）、本件が「そのような制限をすることなしには国民投票の公正を確保しつつ国民投票への参加を認めることが事実上不可能ないし著しく困難であると認められる場合」にあたらぬこ

とは、これまた明白であって、本件各行為による権利侵害を正当化することは到底不可能である。したがって、本事案について原告らの主張を認めたとしても、東京地裁判決の指摘とは異なり、「実質的には、抽象的に法令等の違憲、違法の判断を求める訴訟を許容する結果」となることはない。

### (3) 個別的自衛権を否定する学説について

前款(2. (2))での行論に対しては、そもそも個別的自衛権の行使を認めることが憲法9条に違反しているのであり、それを行使する国家機関である自衛隊を設置することは、憲法96条の定める手続抜きで行われたのではないかとの反論があるかも知れない。たしかに個別的自衛権の行使が憲法9条に違反するとの学説は存在する<sup>14</sup>。しかし、この学説は、いくつかの点で重大な誤謬を含んでおり、憲法9条の規定の表面的理解に立脚したものである。

第一に、この学説は、憲法9条の思想史的系譜を正確に理解したものではない<sup>15</sup>。憲法9条1項にいう「国際紛争を解決する手段」としての戦争放棄という観念は、国際法の父と呼ばれるフーゴー・グロティウスの議論を否定するために生まれたものである。グロティウスによれば、戦争は国家間の紛争——国際紛争——においていずれの国家の主張が正当であるかを決するための決闘である。国家間の紛争を公正中立の立場から裁定する裁判機関は、国際社会には存在しない。そのため、国際紛争を平和的に解決し得ない場合、いずれの国家の主張が正当であるかを決するための残された手段は決闘、つまり戦争しか残されていないというのがグロティウスの主張であった。

グロティウスによって形成された、こうした国際社会の通念は、1929年のパリ不戦条約によって覆された。同条約によって「国際紛争解決ノ為戦争に訴フルコト」は「非」とされ、国家間の「一切ノ紛争又ハ紛議ハソノ性質又ハ起因ノ如何ヲ問ハズ平和的手段ニ依ル」こととされた。他方、同条約は国家が急迫不正の侵害行為に対して自衛権を行使することを否定するものではない<sup>16</sup>。国際連合憲章制定の際に条文にもりこまれた集団的自衛権の観念は、この当時には確立しておらず、ここでいう自衛権は、現在でいう個別的自衛権に相当する。

個別的自衛権の行使をも否定する学説は、憲法9条1項にいう「国際紛争を解決する手段」としての戦争、武力の行使および武力による威嚇の放棄は、侵略目的による戦争、武力の行使および武力による威嚇を意味するとした上で、同条2項冒頭の「前項の目的を達するため」という文言は、侵略目的の戦争等の放棄という目的ではなく、1項にいう「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」するという目的を達するためという意味であり、したがって2項においては、あらゆる武力行使の手段たる「戦力」不保持が定められている

<sup>14</sup> 典型例として、芦部信喜『憲法学 I 憲法総論』（有斐閣、1992年）266-67頁がある。

<sup>15</sup> 以下、第一の論点については、長谷部・前注(2)第8章「国際紛争を解決する手段としての戦争の放棄」参照。

<sup>16</sup> 長谷部・前注(2) 155頁および156頁注29参照。

という論理の筋道をたどる<sup>17</sup>。しかし、この学説は、そもそも1項にいう「国際紛争を解決する手段」という文言の思想的系譜に対する根本的に誤った理解に立脚している。この文言を正しく理解するならば、2項で否定されているのは、決闘としての戦争、つまり近代戦争を遂行する能力としての戦力を指すこと<sup>18</sup>、その当然の含意として、個別的自衛権を行使するための能力までもが否定されているわけではないことが理解できるはずである。

第二に、この学説は、現憲法制定時の制憲者意思を正確に反映していない。第90回帝国議会の審議において、当時の吉田茂内閣総理大臣が自衛戦争を否定したとよく言われるが<sup>19</sup>、彼が否定したのは「自衛戦争」、つまり自衛を名目とする国際紛争解決の手段としての戦争であって、自衛権の行使ではない<sup>20</sup>。さらに、昭和21年11月3日、新憲法の公布と同時に政府によって刊行された『新憲法の解説』は「戦争の放棄」に関する部分で、国際連合憲章が自衛権を認めていることを根拠に、憲法9条の存在にもかかわらず、自己防衛の手段がなくなるわけではないことを指摘している<sup>21</sup>。「自己防衛の方法がないではないか」との疑問に対する回答である点からしても、また日本が占領下にあった当時の状況を考えても、ここで政府がいう「自己防衛」の手段は、国際連合憲章の認める自衛権のうちの個別的自衛権を指すものと理解するのが素直である。その後の政府の有権解釈においても、自衛戦争と自衛権の行使とは明確に区別されている<sup>22</sup>。

第三に、この学説は、日本国憲法を根底において支えている近代立憲主義の理念と正面から衝突する。宗教改革後の近代初頭のヨーロッパにおいて、根底的な世界観の対立が激烈で悲惨な抗争を生み出す中で、各人の抱く世界観の差異にかかわらず人間らしい社会生活をすべてのメンバーに公平に保障する枠組みの構築を目指すべき理念として、近代立憲主義は誕生した。

国民の生命および財産の保全は、いかなる政府であってもこれを実現するために努力すべきものである。外敵の不法な物理的侵攻に対してもあくまで無抵抗を貫くべきだとの世界観を抱く者もいるかも知れないが、それを全国民に対して押しつけることは、良識に反するのみならず、多様な世界観の公平な共存を目指す近代立憲主義の理念と正面から衝突する。個別的自衛権の行使をも全面的に否定する学説は、日本国憲法の下においておよそ成り立ち得ない議論である<sup>23</sup>。

<sup>17</sup> 芦部・前注(14) 259-61頁参照。

<sup>18</sup> 昭和53年4月14日参議院決算委員会・伊藤圭一防衛庁防衛局長発言。

<sup>19</sup> たとえば、鶴飼信成『憲法』(岩波書店、1956年) 65頁注5。

<sup>20</sup> 昭和21年6月28日衆議院帝国憲法改正案委員会・吉田茂内閣総理大臣発言。

<sup>21</sup> 内閣発行「新憲法の解説」高見勝利編『あたらしい憲法のはなし ほか二篇』(岩波現代文庫、2013年) 103頁。

<sup>22</sup> 昭和48年9月18日参議院内閣委員会・角田礼次郎内閣法制政局第一部長発言、昭和53年6月6日衆議院内閣委員会・真田秀夫内閣法制局長官発言。

<sup>23</sup> 長谷部恭男『憲法の理性〔増補新装版〕』(東京大学出版会、2016年) 第1章「平和主義と立憲主義」参照。なお、ここで提示されている近代立憲主義の理念については、



### 3. むすび

ジャンージャック・ルソーが喝破したように、戦争において国家が攻撃対象とするのは、実は敵国の社会契約、つまり敵国の憲法の基本原理である<sup>24</sup>。言い換えるならば、国家の安全保障とは、突き詰めれば自国の憲法の基本原理を守ることにほかならない。国民の生命・財産の保全に名を借りて、長年にわたって保持されてきた憲法の根幹をなす条文に関する有権解釈を十分な理由を示すこともなく変更することは、自国の憲法の基本原理をみずから破壊することである。政府がそうした暴挙に踏み出したとき、それを阻止することは、憲法の番人たる裁判所の第一の責務であろう。

---

Yasuo Hasebe and Cesare Pinelli, 'Constitutions' in *Routledge Handbook of Constitutional Law* (Mark Tushnet, Thomas Fleiner and Cheryl Saunders eds, Routledge 2013) 12-14 参照。

<sup>24</sup> ジャンージャック・ルソー「戦争法原理」同『人間不平等起源論』坂倉裕治訳（講談社学術文庫、2016年）216頁。